

第四次伊東市総合計画

第九次基本計画（案）

平成22年10月6日

伊 東 市

目 次

政策目標 1

やさしさと

笑顔に溢れる健康なまち

| | | 【ページ】 |
|---|-------------|-------|
| 1 | 地域医療の充実 | 1 |
| 2 | 健康づくり支援 | 3 |
| 3 | 出産・子育て支援の充実 | 5 |
| 4 | 保育の充実 | 7 |
| 5 | 高齢者福祉の充実 | 9 |
| 6 | 障がい者福祉の充実 | 11 |
| 7 | 地域福祉の充実 | 13 |
| 8 | 保険・年金制度の運営 | 15 |

政策目標 2

安全・安心で快適なまち

| | | 【ページ】 |
|----|--------------|-------|
| 1 | 消防・救急体制の強化 | 17 |
| 2 | 災害対策の充実 | 19 |
| 3 | 総合治水対策の強化 | 21 |
| 4 | 地域安全活動の充実 | 23 |
| 5 | 安全な水の安定供給 | 25 |
| 6 | ごみ対策の充実 | 27 |
| 7 | 環境にやさしいまちづくり | 29 |
| 8 | 生活排水対策 | 31 |
| 9 | 住環境の整備 | 33 |
| 10 | 市街地形成 | 35 |
| 11 | 交通体系の充実 | 37 |
| 12 | 道路網の整備 | 39 |

政策目標 3

心豊かな人を育み

生涯にわたって

学習できるまち

【ページ】

| | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 教育環境の整備 | 41 |
| 2 | 教育の充実（幼稚園） | 43 |
| 3 | 教育の充実（小中学校） | 45 |
| 4 | 生涯学習活動の推進 | 47 |
| 5 | 市民スポーツの活動支援 | 49 |
| 6 | 歴史・芸術文化の振興 | 51 |
| 7 | 国際交流の推進 | 53 |
| 8 | 青少年の健全な育成 | 55 |

政策目標 4

場の力が創造する

魅力・活力のあるまち

【ページ】

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 観光の振興 | 57 |
| 2 | 健康保養地づくりの推進 | 59 |
| 3 | 広域連携による誘客の拡充 | 61 |
| 4 | 商工業の振興 | 63 |
| 5 | 農林業の振興 | 65 |
| 6 | 水産業の振興 | 67 |

構想の推進

（まちづくりを進める
ために）

【ページ】

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 市民参画によるまちづくり | 69 |
| 2 | 市民の信頼に応える行政運営 | 70 |
| 3 | 健全な財政運営 | 71 |

施策分野

1-1

地域医療の充実

現況と課題

●国民健康保険加入者の医療機関別受診状況をみると、入院患者の半数以上が市外の医療機関を利用しています。このため、身近なところで、質の高い、より専門的な医療を受けることができるよう建設を進めている新しい市立伊東市民病院を始め、地域全体の医療機能の充実が求められています。

●地域全体の医療の充実を図るためには、市立伊東市民病院と地域内の医療機関との連携や役割分担が重要であり、市民が”かかりつけ医”を持つことを進め、市立伊東市民病院は、専門的な医療が必要なときに対応できる機能を有することが必要です。また、より高度で、より専門的な医療が必要なときには、その能力を有する医療機関への紹介が的確にできるよう、地域外の医療機関との連携を深めていくことも必要です。

●市立伊東市民病院は、指定管理者による効率的かつ効果的な管理運営により、医師等医療スタッフを確保し、安定的な経営を実現しています。全国的な医師不足等により、公立病院の経営が大変厳しい状況にある中、将来にわたって地域医療の確保と、さらなる充実を図るためには、引き続き指定管理者による管理運営により、安定的な経営を実現していくことが必要です。

●市立伊東市民病院は、開院以来、24時間365日の第二次救急医療を担い、開院以前と比べ、救急車による市外搬送件数は格段に減少しました。また、順天堂大学附属静岡病院を中心としたドクターヘリの運行により、迅速な救急搬送が可能となるなど、救急体制の充実が図られています。伊東市医師会が担う第一次救急医療と市立伊東市民病院が担う第二次救急医療の機能を高めるとともに、第三次救急医療機関への搬送が必要なときは、迅速に対応できる救急医療体制のさらなる整備が必要です。

●観光立市を目指す本市にあっては、市立伊東市民病院においても、*医観連携を図る中で観光システムの一端を担う必要があり、そのためには、市民のみならず、観光客にも対応できる病院機能の整備、特に健診機能などの充実を図ることが必要です。

*医観連携：保健医療関係者と観光関係者等が連携して、自然や温泉と健康診断を組み合わせ、観光メニューとして商品の企画開発を図ることをいう。伊東市では、新病院建設に合わせ、平成18年からその実現に向けた検討を進めている。

目標（目的）

質の高い医療を受けることができるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|----------------|---------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------|---|
| 市内医療機関の受診率 | 国民健康保険被保険者医療機関別受診動向 | 入院 34.0% 外来 80.7% ※平成21年8月 | 入院 41.7% 外来 91.1% | 入院 42.7% 外来 95.5% | 新病院の入院患者数の増と病診連携による地域内医療機関への逆紹介により、市内医療機関の外来患者数の増を図る。 |
| 市内医療機関の医師、看護師数 | 保健所集計 | 医師 105人 看護師 481人 ※平成20年12月 | 医師 115人 看護師 534人 | 医師 118人 看護師 550人 | 新病院の医療スタッフの計画的な増員を図り、地域全体の医療スタッフの充実を図る。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------|---|
| 高度な医療機能を備えた新病院の整備 | より高度で、より専門性の高い医療機能を備えるとともに、市民の健康保持、保健予防などにも対応した市民の医療需要に応えることができる病院を整備する。 |
| 地域内の医療連携の推進 | 病状等に応じて適切な医療が受けられるよう、医師会と協力して、市立伊東市民病院と地域内の医療機関の連携をさらに深めるとともに、市民が”かかりつけ医”を持つことを推進する。 |
| 市立伊東市民病院の運営の充実 | 市内唯一の急性期医療を担う病院である市立伊東市民病院の医療機能の向上と安定的な経営に努めることで、地域医療の確保と充実を図る。 |
| 救急医療体制の充実 | 市立伊東市民病院が担う第二次救急医療の高度化を図り、市内で完結できる救急医療の割合を高めるとともに、第一次救急医療を担う伊東市立夜間救急医療センターや地域内の医療機関、第三次救急医療機関との連携を深め、地域の救急医療の充実を図る。 |
| 医観連携の推進に資する施設整備 | 新病院においては、市民が安心して暮らせ、観光客も安心して訪れることができる救急医療体制を整備するとともに、市民のみならず、観光客の利用も考慮した、医観連携の推進に資する健診機能の整備に努める。 |
| 災害医療体制の充実 | 新病院は、災害医療の機能の整備と従事する医療スタッフを養成することで、災害拠点病院の指定を目指し、災害時の医療の確保を図る。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|--------------------------------|--|
| 市立伊東市民病院の管理運営に関する市民代表を交えた会議の設置 | 市民の医療需要に応じていくため、市民代表による協議のための組織を設置し、市立伊東市民病院の管理運営や医療などに関する意見交換などを行う。 |

施策分野

1-2

健康づくり支援

現況と課題

●いつまでも健康で、より良く、より充実した人生を生き「健康寿命」を延ばすには、市民一人一人が人生の早い時期から健康に良い生活習慣を身につけ、健康増進・疾病予防を行うことが必要不可欠です。伊東市の強みである豊富な温泉や豊かな自然を利用した、健康保養地づくり事業を通して、今後も一層、市民一人一人の健康に対する意識を高め、健康づくりを実践できる環境づくりが求められています。

●生活様式の変化により、糖尿病、脳卒中、心臓病、高脂血症、高血圧、肥満などの生活習慣病が増加しており、その早期発見・予防対策が必要となっています。伊東市はとりわけ、糖尿病の罹患者が予備軍を含めると1万5千人にも登ると推計され、※標準化死亡比（SMR）が高く、糖尿病で死亡する人が静岡県内の平均より高い状況にあります。また、壮年期での死亡が多く、医療費の高騰も大きな問題となっていることから、生活習慣病の中でも特に、糖尿病対策が必要です。

※標準化死亡比（SMR）：地域間の年齢構成の格差を補正するための指標。県を100とした場合、死亡が多いほど高くなる。伊東市は108(平成15～19年)

●近年の急速な経済発展に伴って、外食や弁当、惣菜、調理済食品の利用など多様化が進むとともに、忙しい生活の中で食の大切さへの意識が希薄化することにより、健全な食生活が失われ、栄養の偏りや食習慣の乱れが生じています。また、それらに起因する肥満や生活習慣病の増加、あるいは過度の痩身の問題や、食品の安全性の確保の必要性等が叫ばれています。伊東市においても同様の状況が進行しているため、地域や学校、観光、農林水産業その他様々な関係団体等、社会全体で食育に取り組む必要性が増しています。

●健康で長生きするには、病気を早期発見・早期治療することも大切です。そのためには、受診しやすい検診の環境づくりや、疾病構造の変化に迅速かつ適切に対応した検診内容の充実が求められています。

●わが国は今、毎日100人の方が自殺で亡くなるという異常な事態が11年間も続いており、伊東市でも、年間の自殺者が30人と静岡県内の平均より多く、30代から50代の働き盛りの男性や、更年期（45～55歳）以降の女性で自殺する人の割合が高くなっているため、中高年を中心としたところの健康づくりへの支援が重要となっています。

●※SARSや新型インフルエンザなどの1970年以降、世界的に流行した感染症や、一時期の減少から再び注目され始めた結核等の感染症等の脅威が高まっており、感染症対策の強化が求められている中、予防接種法の改正により、集団接種から個別接種に変わり、各種予防接種の接種率の低下が問題となっています。予防接種の重要性を再認識することや感染症の蔓延防止のための正しい知識の普及啓発のための活動が必要となっています。

※SARS（サーズ）：重症急性呼吸器症候群。SARSコロナウイルスを病原体とする新しい感染症で、新型肺炎とも呼ばれる。

目標（目的）

健康で長生きできるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|------|---|---|--------------------|--------------------|---|
| 健康寿命 | 生涯の中で、健康で活動的に暮らせる期間。 ※平均余命—（衰弱、病気、認知症などによる介護期間）で算出 | 男性 75.3 歳 女性 79.6 歳 ※平成 19 年度 ※現在熱海保健所に依頼中 | 男性 76 歳 女性 81 歳 | 男性 77 歳 女性 82 歳 | 健康寿命の向上には、一次予防の強化が必要である。「自分の健康は自分で守り、つくる」という健康づくりの意識と実践が鍵となる。 |

※平均余命：一定の年齢の人々が、その後生きられる平均の年数

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------------------|--|
| 市民の健康意識の向上と健康づくりの推進 | 温水プールや運動施設等を活用した健脳健身教室や各種健康づくり教室、健康フェスタの開催等、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康保養地づくり事業を推進する。 |
| 生活習慣病対策 | 講演会やキャンペーン等の開催により、広く市民に生活習慣病に関する知識の普及啓発や禁煙教育を進めるとともに、働き盛りの世代を中心とした職域との連携や医師会等の関係団体との協力を深め、がん予防や糖尿病対策の一層の推進を図る。 |
| 食育の推進 | 食育推進計画の策定や実践を通して、保護者や教育関係者等との連携により「食」に関して適切な判断のできる子どもを育むとともに、観光、農林水産業等の協力による伊東ならではの料理や食材を活かした取組を通じ、地域の食文化の継承を図る等、様々な関係団体とのネットワークにより「食」を通じた人づくり、まちづくりを推進する。 |
| 受診しやすい健（検）診の環境づくりと健（検）診内容の充実 | 医師会や市民病院との連携を基本に、各種健（検）診について、多くの人が満足できるよう内容を充実し、受けやすい体制を整備する。 |
| こころの健康づくりの推進 | こころの健康づくりやこころの病気に対する知識の普及啓発のためのキャンペーン活動や、中高年層を中心とした専門の相談員による対面型相談事業を重点に、失業や多重債務等の社会的要因も考慮した市民一人一人に応じた支援を行う。 |
| 感染症対策の推進 | 新型インフルエンザ等の感染症の発生予防やまん延防止のため、予防接種の実施及び、エイズや性感染症等各種感染症の知識の普及啓発に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|--------------------------|---|
| 地域や民間団体による積極的な健康づくりへの関わり | 地域や関係団体と行政が共催で、健康づくりに関する講演会や講習会を企画・開催する。また、関係団体等とともに、健康づくりの視点によるスポーツ施設等の活用を進める。 |

施策分野

1-3

出産・子育て支援の充実

現況と課題

●少子化による人口の減少や核家族化、就労する女性の増加、近年の経済状況の悪化などにより、子育ての困難な状況にあります。現在、子どもを抱える世代に対し、医療費等の助成事業や母子家庭への就労支援等経済的支援に努めていますが、今後についても、経済状況の変化に応じ、更に充実した支援を続けていくことが必要です。

●核家族化が進み、若年出産や発達[※]障がい児の子育てなどにより、育児不安を抱え、孤立している母親が増えています。このため、家庭児童相談員や心理相談員、保健師、保育士、栄養士などのスタッフを配置し、相談・教育等実施していますが、育児不安から虐待等に繋がる保護者も増加しており、更に充実した専門スタッフによる保健指導が求められています。

※以後、この基本計画において「障害」の表記は「障がい」に統一してあります。

●生活の夜型化等の生活リズムの乱れや、朝食の欠食等の食生活の乱れ等が深刻化しているため、食育講座等を通じ、小児期からの生活習慣病予防の意義を広めるなど、望ましい食生活に関する知識の普及や情報提供に努めていますが、今後についても、更に食に関する基礎知識の向上や、食をつくる機会の充実を図ることが必要です。

●サービスを基幹とする伊東市の特徴として、働きながら子育てを行う女性が多い状況です。夫婦で参加する機会が多い妊婦教室などの事業を通じ、家族での子育ての大切さの啓発を行っておりますが、近年、家庭だけでなく地域における子育ての意識の希薄化がみられ、母親の子育ての負担、悩みの増大につながっていることから、今後、地域ぐるみでの子育ての仕組みづくりが求められています。

目標（目的）

心身ともに健やかに子育てができるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|-----------------------|--|------------------------------------|--------------|--------------|--|
| 子育てを楽しんでいる親（父親・母親）の割合 | ・10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診時に実施している市民意向調査 ・子どもとの生活で「毎日が楽しい」又は「負担が増えたが育児は楽しい」と回答した割合 | 92.80% ※平成21年度10か月児健診時の調査結果 | 94.00% | 95.00% | 困ったときに相談ができる場や地域での支えなど、社会的、経済的な様々なサポート体制の整備の是非が、安心して子供を産み、ゆとりを持って健やかに育てるための条件となり、子育てを楽しんでいることに通じているため設定した。 |
| 合計特殊出生率 | 人口統計上の指標で1人の女性（15歳から49歳まで）が一生に産む子供の数を示す。 | 1.45 ※現状値は平成10年～14年を基本に推定 | 1.47 | 1.50 | 出生数に影響がある景気回復は不透明ではあるが、定住人口の拡大も図る中で10年間で0.05人増を目指す。平成20年の数値は全国が1.37 静岡県は、1.44 で伊東市は県よりやや上回っている。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| 子育てしやすい環境づくりの推進 | 社会的、経済的不安の解消を図り、健康で安全な子育ての環境づくりを推進するため、不妊治療費の助成制度や、伊東っ子誕生祝い金の支給、子育て支援医療費助成など、子育て世帯への応援施策を充実する。また、経済的自立を支援するため、資格取得のための教育訓練、技能訓練に対し給付金を支給するなど、1人親家庭への相談・援助体制の充実に努める。 |
| 母子の健康づくりの推進 | 経済的な心配をせず、公費により安心して受けられる妊婦健康診査や妊婦教室、乳幼児健康診断・相談等の充実を図り、健やかな乳幼児期を過ごせるよう、母子の健康管理に努めるとともに、栄養士などにより、食を通しての健康の確保に努め食育の推進を図る。 |
| 子育て支援の推進 | 困ったときに気軽に相談できる場の確保や、育児不安や発達障がい等の、より専門的な相談に対応するスタッフの配置や保健委員、児童民生委員、ボランティア等の協力による地域ぐるみでの支援体制の充実に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------------------------|--|
| 地域や関係団体、行政の協働による、地域で子どもを守り育てる仕組みづくり | 地域に保健師等が出向き、民生児童委員や保健委員、ボランティア等の地域の人々とのつながりの中で、乳幼児が健やかに成長できる環境の場「サロン」を提供し、地域ぐるみでの子育てを図る。 |

施策分野

1-4

保育の充実

現況と課題

- 現在、保育園は9園あり、指定管理者を含む公立保育園が7園、民間保育園が2園となっていますが、民間保育園については、保育内容に特徴を持った運営を行っており、公立保育園においても地域に根付いた保育を展開しています。現在、保育園の民営化が進んでいますが、公立と民営の保育園それぞれが、切磋琢磨しあい、保育の質を高め、子どもの健やかな成長を支援していくことが求められます。
- 核家族化や母子家庭の増加、勤務形態の変化に伴い、保育ニーズが多様化する中で保育サービスの充実が求められています。公立保育園においては、平成21年4月に伊東市立富戸保育園、平成22年4月に伊東市立湯川保育園をそれぞれ指定管理者に移行しましたが、民営化を図る中で、多様な保育サービスを更に充実させていく必要があります。
- 3歳未満児の7～8割は家庭で子育てが行われている中で、地域とのつながりの希薄化や核家族化による子育て環境の変化などにより、子育てが孤立化している状況があることから、子育ての不安感や負担感を払拭するため、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを相談できる場所の提供が求められています。
- 平成14年度に2園、平成17年度に1園の民間保育園が新たに設置され、また、公立保育園においても定員を増やすなど、待機児童の解消に努めてきましたが、今日においても保育園に入所できない待機児童がおり、待機児童の解消が課題となっています。
- 軽度発達障がい児を含めた障がい児や障がいの傾向のある児童については、保護者の就労状況により、保育園の受け入れを実施していますが、近年増加傾向にあります。障がい児等が健常児と共に生活し、触れ合うことは人間形成にとって重要なことであり、障がい児等の特性を理解し、適切な対応を行うためには、職員の知識の獲得が求められます。
- 全国的に保育園は待機児童が増加し、幼稚園は集団が小規模化している現状があり、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援も不足しています。適切な規模の子ども集団を保ち、子どもの育ちの場を確保するため、就学前の子どもに幼児教育や保育を一体的に行い、また、子育て不安に対する相談活動や親子の集いの場の提供などを行う子育て支援を充実させるために、保幼が連携する施設の整備が求められます。

目標（目的）

就労形態に応じた多様な保育サービスが受けられ、子どもが地域と共に健やかに育つまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|-----------------------|-------------------------------|-------------|--------------|--------------|--|
| 子どもたちが健やかに成長していると思う割合 | 市が主催するイベントや乳幼児の健康診査時にアンケートを実施 | - | - | - | 現在、具体的なアンケート調査を実施していないため、乳幼児期の検診の際に調査を行う方法を検討し、目標値等を考えていく。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|---------------------|---|
| 多様な保育事業の実施 | 休日保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などの保育ニーズに合った多様な保育を実施し、地域による特殊性や保育行政への要望に沿った保育の充実を図る。 |
| 地域に根ざした子育て支援への取組の実施 | 保育園入所児童だけでなく、地域での子育て支援の拠点場所として、園庭開放や子育てに不安を抱える養育者への相談事業、家庭訪問等、地域に根ざした子育て支援の取組を実施する。 |
| 待機児童解消に向けた取組の実施 | 定員の見直しや、居宅において児童を保育する家庭的保育事業を検討するなど、待機児童解消に向けた取組を実施する。 |
| 障がい児童等への支援 | 障がい児童等を支援し理解するため、専門スタッフの配置や個々の障がいに対応できる専門知識の習得、また、施設のバリアフリー化を推進する。 |
| 幼保連携の推進 | 就学前の幼児教育や保育所の保育を一体として捉えた総合施設（認定こども園）の整備の検討や、幼稚園との交流も含め、就学に向け一貫した保育を推進する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 子育て経験者やシルバー世代の活用 | 核家族化が進む中、子育て支援対策は、保育園だけでは対応が困難なため、子育て経験者やシルバー世代と協働して、子育てに不安を抱えている保護者への相談や訪問事業を行う。 |

施策分野

1-5

高齢者福祉の充実

現況と課題

●住民基本台帳による平成22年4月1日現在の高齢者人口（65歳以上）は23,717人、高齢化率は32.0%となっています。5年前の平成17年4月1日現在の高齢者人口19,696人、高齢化率26.2%と対比しますと急速に高齢化率が高くなっています。伊東市は、温暖な気候や緑豊かな自然、また温泉などにも恵まれており、高齢者の転入者も多く、平成21年4月現在の県内統計によれば、県内の市で3番目に高い高齢化率となっています。

●高齢者が地域で自立した生活を継続していくためには、「支えられる高齢者」から「支える高齢者」への変革、いわゆる※ワークライフバランスの実現が大きな課題となっています。高齢者自身も地域福祉の担い手となりつつ、ボランティア活動に積極的に参加するなど、豊富な人生経験や知識、能力を持つ高齢者の社会参加活動を通じて、活力に満ちた社会づくりの推進が求められています。

※ワークライフバランス：ワーク（仕事）とライフ（私生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。少子高齢化の進展を踏まえ、仕事と育児の両立、多様な働き方の提供、経験や知識の豊富な高齢者のマンパワー、社会参加の意味。

●高齢者は日常生活の中で転倒、筋力の低下、認知症などにより、生活機能が低下し介護が必要な場合があります。そこで、高齢者が介護を必要とせずに自立した生活をするためには、早期からの介護予防に取り組むことが必要となります。

●ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が多いことが、伊東市の高齢者福祉を取り巻く環境の特性です。高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳のあるその人らしい生活を維持することができるようにするためには、※地域包括支援センターを中心に、町内会長、隣組長、民生委員、ケアマネージャー（居宅介護支援専門員）、サービス提供事業者、関係団体等によって構成される人的なネットワークを構築する必要があります。

※地域包括支援センター：地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など、様々な課題に対して、総合的なマネジメントを担い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の充実を包括的に支援することを目的として設置されたもの。

●介護保険制度は、高齢化社会を支える新たな社会保障制度として、短期間で市民生活に定着しましたが、介護サービス利用者が年々増加する中、必要なサービスを適切に利用できる制度運営が求められています。その一方で、介護保険事業者の不正なサービス提供も発生しており、誰もが安心して利用できる適正な制度運用及びサービスの質の向上への取り組みが重要となっています。

目標（目的）

高齢者が地域の中でいきいきと生活できるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|-----------|---------------------------------|-------------|--------------|--------------|----------------------------------|
| 元気な高齢者の割合 | (1号被保険者数－要介護・要支援認定者数) / 1号被保険者数 | 85.9% | 86.5% | 86.5% | 介護予防施策等の充実により元気な高齢者の割合の維持・向上を図る。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 健康で生きがいのある暮らしの支援 | 高齢者がいつまでも心身ともに健康で、生きがい活動や社会参加できるように支援する。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、各種福祉サービスを提供し、地域で自立した生活を継続できるように支援する。 |
| 介護予防の推進 | 生活機能が低下している高齢者を早期に発見するために関係機関との連携を図り、情報の収集に努める。介護保険認定者を除く高齢者のうち、介護が必要になる恐れの高い人に対しては、適切な介護予防プログラムを提案し、それ以外の高齢者に対しては、生活機能の維持・向上のために運動教室等の参加を促し、積極的に社会参加できるように支援する。 |
| 介護が必要な高齢者の支援 | 介護サービス等的高齢者福祉制度の一層の周知を図るとともに、誰もが必要な介護サービスを適切に利用できるようなサービス提供体制の整備・充実に努める。また、介護給付適正化への取組みを推進し、サービスの質の向上に努めることにより、信頼性の高い介護保険制度を構築する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 地域住民相互で行う地域の支え合い | 高齢者が地域で安心して生活していくため、地域包括支援センターを中心として、自治町内会、老人クラブ、民生委員等がひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の把握や見守りを行う。市はその地域活動に対して協力し、必要に応じて補助制度等により支援する。 |

施策分野

1-6

障がい者福祉の充実

現況と課題

●障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすには、個々の障がいの程度に応じ利用できる制度の充実と、地域の人々との交流を深め、互いに理解し合うことが大切です。市では、個々の障がい者が利用できる制度やサービスの説明に努めるとともに、熱海地区と伊東地区の福祉関係機関等が障がい者支援に関し情報交換や課題を把握するため、熱海伊東地区地域自立支援協議会を設置し、相互に連携を図っています。また、身近に気軽に相談できる場所があることが、安心して暮らせることへ繋がると考えることから、今後もより一層相談事業を充実していく必要があります。

●障がい福祉サービスの充実を図るため、サービスを提供する社会福祉法人やその他非営利法人が実施する事業所の整備や運営を支援するとともに、施設基盤整備に関する助成制度等について当該法人等に対し、国や県からの情報提供などを実施しています。将来的には障がい者が共同で生活を送る場として、グループホームやケアホームなどの居住系サービスの整備が特に重要となることから、障がい者への地域住民の理解や協力を得るため、市と事業所が協力して、障がい者理解への周知を図ることが必要です。

●障がい者の働く場所の確保のため、雇用・福祉・教育など関係機関との情報交換を行っておりますが、雇用の現状は大変厳しくなっていることから、これらの機関との連携をこれまで以上に密にしていくことが必要です。

目標（目的）

必要とする障がい福祉サービスを受けながら、安心して暮らせるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|--------------------|------------------------------|-------------|--------------|--------------|--|
| 市内の指定障がい福祉サービス事業所数 | 県の指定を受けた障がい福祉サービス事業所の数 | 19事業所 | 22事業所 | 25事業所 | 平成18年度から平成22年度までの5年間で2件増加の実績に基づき、今後については障害福祉環境の進展を見込み、それぞれ5年間で3件増を目指す。 |
| 市内企業の障がい者雇用率 | ハローワークが集計している市内企業の障がい者雇用率の把握 | 1.82% | 2.00% | 2.10% | 障がい者雇用制度の改正や企業の障がい者への理解が進んできたことにより、今後も引き続き法定雇用率(1.8%)以上となることを目指す。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 障がい者が身近に気軽に相談できる場所の確保 | 相談窓口として障がい者相談員を設置するとともに、専門的資格を持った職員による相談支援事業を実施し、個々の障がい者が、障がいの程度に応じた制度やサービスを利用できるように努める。また、地域の一番身近な相談員である民生委員児童委員に向けて、障がい福祉についての理解を深めてもらうための周知を図るなど、その地域に暮らす人たちとの相互理解を深めるための支援を行う。 |
| 指定障がい福祉サービス事業所等への支援 | 障がい福祉サービスを提供する社会福祉法人やその他非営利法人が実施する事業所の整備及び運営を支援し、サービスの充実を図る。 |
| 障がい者雇用推進への支援 | 地域自立支援協議会やハローワーク、※その他福祉関係機関との連携を図り、障がい者雇用の推進に努める。 |

※その他福祉関係機関：伊豆地区の特別支援学校や障がい者を対象とする福祉機関等からの就労を促進するための伊豆地区就業促進協議会（PEC伊豆）、障がいのある方の就業面・生活面両面からの支援を行う障がい者就業・生活支援センターおおむろ（おおむろ）

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|--------------------------------|---|
| 障がい者と地域に暮らす人との相互理解や地域への受入体制の構築 | 障がい者が地域で安心して暮らすには、その地域に暮らす人たちとの相互理解が重要であるため、障がい者は積極的に地域活動に参加し、地域の人たちは障がい者が行う行事等に進んで参加し、互いに理解を深める。市は、日頃から障がい者が参加するイベント等を市民向けに広報し、参加を呼びかける。 |

施策分野

1-7

地域福祉の推進

現況と課題

●少子高齢化・核家族化が進み、ひとり暮らし世帯が増えている中、地域では、従来のような近所付き合いが少なくなり、人間関係は希薄になりつつあります。社会福祉法では「地域住民、社会福祉事業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない」と、それぞれの責務について明記しており、地域で助け合い、支え合うまちづくりが求められています。

●※地域福祉を推進するためには、地域住民の主体的な活動が何よりも欠かせないことから、行政は、これに組織的な取組を促し、協働して地域福祉の推進に努めなければなりません。そのための具体的な推進策として、災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための※災害時要援護者避難支援事業を重点的に進める必要があります。

※地域福祉：住民誰もが自立した生活や積極的な社会参加を進めるため、地域の様々な活動や課題等について、地域みんなで考え、支え合う取組のこと。

※災害時要援護者避難支援：誰かの支援がなければ避難できない在宅者で、家族による支援が受けられない方を、町内会など地域みんなで連携しながら支援すること。

●経済不況による失業者等、生活困窮者が増加しているため、援護を必要とする方が自立するための経済的支援や生活相談体制の充実等に努める必要があります。

目標（目的）

身近な地域の中で、互いに助け合い、支えあう住民活動が行われるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H2 2) | 目標値 (H2 7) | 目標値 (H3 2) | 目標値の考え方 |
|---|--------------------------------------|--------------|---------------|---------------|--|
| 災害時要援護者避難支援における個別計画策定割合 | 要援護者総数に占める個別計画（個々の避難支援方法を記載したもの）作成済数 | 2行政区 | 15行政区 | 市域全体 | 災害時要援護者避難支援計画に基づき、町内会や関係団体と連携しながら互助・共助の仕組みづくりを進める。 |
| 社会福祉協議会会員件数 | 町内会を通じて募集している賛助会員件数 | 18,581件 | 19,000件 | 20,000件 | 社会福祉の担い手である社会福祉協議会の事業への参画・支持を示す指標。賛助会員件数が増えればそれだけ住民意識が高いことを示す。 |
| 伊東市ボランティア活動団体の登録、養成研修、あっ旋等を行うボランティアセンターへの登録者数 | ボランティア活動に参加する意思をもって登録する個人や団体の数 | 32団体 | 35団体 | 40団体 | 住民相互で支えあうことのできる地域福祉のためのボランティア活動に対する住民の関心を示す一つの指標である。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|----------------------|---|
| 社会福祉関係団体が行う地域福祉活動の支援 | 地域福祉の担い手である社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の福祉関係団体が行う福祉相談業務やひとり暮らし世帯の見まわり活動を始めとする地域福祉活動を支援する。 |
| 災害時要援護者避難支援計画の推進 | 自主防災会（町内会等）との連携を深め、地域福祉計画の具体的活動の柱である災害時要援護者避難支援計画を進めながら、地域の共助・互助を推進する。 |
| 福祉ボランティアの養成 | 要約筆記、災害ボランティアコーディネーター等を対象にした各種講座を開催し、ボランティアの養成を図る。 |
| 生活困窮者への支援 | 社会福祉協議会の貸付制度についての説明・情報提供や、生活保護事業における被保護者の自立を助長するための就労指導など、困窮の程度・内容に応じた必要な支援を行う。 |

施策分野

1-8

保険・年金制度の運営

現況と課題

●国の高齢者医療保険制度が短期間で変更を重ねたことにより、保険制度に対する市民の不安感は広がりを見せています。市民が安心して的確な受診ができるよう、正確な医療保険制度の一層の啓発を図るとともに、国民健康保険の安定的な運営に努めることが求められています。

●国保加入者の高齢化、医療の高度化により一人当たりの医療費は増加傾向にあり（一人当たりの医療費：平成18年度218,318円⇒平成21年度252,752円）、その疾病の主要なものとして、生活習慣を起因とする生活習慣病が注目されています。生活習慣の改善など、予防についての啓発を進め、引き続き健康な生活を営めるよう支援していく必要があります。

●年金制度の周知不足などから発生した、未請求のままの人や年金受給権を得られない人に対して、広報による周知、窓口での相談業務に努めてきましたが、「消えた年金問題」などにより、年金制度への不信感が広がり、保険料の納付率の低迷が深刻化するなど、将来の無年金者の増加が懸念されています。

目標（目的）

国民健康保険・国民年金制度の周知・維持に努めます。

注) 1-8「保険・年金制度の運営」は、国の制度運営に関する施策のため指標は設定しません。

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------------|--|
| 医療保険制度の啓発と国民健康保険の安定的運営 | 医療保険制度に対する理解を深めるため、分かりやすい広報に努める。また、適正に賦課するために、収入申告、減免申請等の周知、勧奨を行う。 |
| 生活習慣病予防と適正な受診 | 定期的な健康チェックのための健診を勧める。また、かかりつけ医・かかりつけ薬局の促進を図り、適正受診の意識を高める。 |
| 国民年金制度の啓発 | 相談窓口の充実を図り、年金制度への理解を深めるとともに、未加入者への加入促進に努め、未納者に対しては、納付の督促、保険料免除制度の周知、勧奨を行う。 |

施策分野

2-1

消防・救急体制の強化

現況と課題

●消防職員や消防車を本署、支署及び2分遣所の4か所に配置していますが、近年の各地域の人口の状況に合わせた消防署所配置とし、災害発生時の初動体制を強化する必要があります。

●多様化する災害に対応し、市民・来遊客の安全を確保するため、優先的に消防車や機械器具の整備を行っていますが、今後も大規模災害に対応するため、活動体制の充実強化と合わせて、消防署、地域の消防団及び自主防災組織が連携するとともに、市民一人一人が防災意識を高く持つ災害に強い安全な地域社会をつくることが重要です。また、「安心して泊まれる伊東温泉」として、旅館、ホテル等の宿泊施設の安全性向上に向けた指導と予防体制の強化を図ることが必要となります。

●救急車は、国の定めた基準より1台多く配置し、4台の高規格救急車で昼夜対応していますが、救急出動件数は年々増加し、平成13年以降9年連続で4,000件を超えています。また、高齢化の進展や住民意識の変化に伴い、救急需要は高い数値で推移すると考えられるため、救急車の適正利用の広報や救急業務の高度・専門化に対応した救急体制の充実を図るとともに、市民の応急手当に関する知識や技術の向上を図る必要があります。

●現在、消防車6台、救急車4台、はしご車・救助工作車各1台で各種災害等に対応しています。今後については、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応するため、出動体制や増援体制の強化、人員配備の効率化、住民サービスの向上を目指し、複数の市町と共同で消防業務を行う「消防・救急の広域化」を図る必要があります。様々な視点から調査・検討を行っています。

●各自の職業に就きながら平時の予防・防災活動や火災時の消防防災活動に従事する消防団員は、地域に密着した非常備の消防機関として、常備の消防機関とともに重要な役割を担っています。その活動には事業所等の理解が不可欠であり、現在、事業所の協力を得て、定員を確保していますが、消防団員に占める被雇用者(サラリーマン)の割合が年々増加しているため、各事業所との連携、協力体制を一層強化し、入団しやすく活動しやすい環境整備をすることが重要です。

目標(目的)

火災が無く、安心して住めるまち・安心して泊まれるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|------------------|--|---|----------------|----------------|---|
| 火災による死傷者数及び火災損害額 | 伊東市で1年間に発生した火災による死者及び負傷者と建物等の損害額 | 死者 1人 負傷者 11人 損害額 43,106千円 | 0人 0人 0円 | 0人 0人 0円 | 火災による死傷者や損害を無くすことにより、市民や来遊客の安心・安全の確保につなげる。 |
| 市民の救命手当実施率 | 重度傷病者の救急搬送で、バイスタンダー(付近に居合わせた人)が救命手当を実施した件数 | 47% ※参考 重度傷病者の搬送者数 129人 救命手当実施件数 60人 | 60% | 80% | バイスタンダーが、救命手当(人工呼吸、心臓マッサージ等)を行うことにより救命(蘇生)率が向上する。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------|---|
| 防火防災意識の高揚 | 市民の一人一人が日ごろから防災の重要性を十分自覚し、自主的な防火安全活動を積極的に実施することが大切であるため、火災予防運動などを通じて市民の防火、防災意識を高める。 |
| 消防体制の充実 | 消防署、支署及び分遣所の配置の見直しを含め、初動体制の充実に向けた体制づくりを進めるとともに、被害を軽減するため消防施設、機械器具を整備し、総合的な消防力の向上を図る。 |
| 救急・救助体制の充実 | 救命率向上のため、医療機関と連携した救急隊員の資質の向上、救急救命士の養成などにより、救急・救助体制の充実を図る。また、市民を対象とした救命講習会を開催し、応急手当に関する知識や技術の習得向上を図る。 |
| 消防・救急の広域化による体制の強化 | 消防・救急の広域化により、災害時の初動体制の強化や統一的な指揮の下での効率的・効果的な運用などの消防力の強化を図るとともに、効率化による現場活動要員の増強や専門要員の確保並びに財政規模の拡大に伴う高度な資機材の整備を行い、市民サービスの向上を目指す。 |
| 消防団の充実強化・活性化対策の推進 | 消防団OBからの活動支援員の確保や消防団員を雇用する事業所への協力要請を行い、活動環境を整備する。また、市民に消防団活動をPRして理解を深め、消防団員の確保に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 救急車の適正利用 | 市民は、救急車の正しい役割の理解に努める。消防機関は、医療機関と連携し、市民に対して、救急車を要請すべきか迷った場合に、緊急受診の要否や医療機関の受診のアドバイスを行うワンストップのサービス提供を目指す。 |
| 救命率の向上 | 市民は、心肺蘇生法やAEDの取扱いなど救命手当の知識を習得し、緊急時には迅速に通報するなど、適正な応急処置や傷病者の保護を行う。消防機関は、救急隊員の資質向上に努めるとともに救命用資機材の充実を図る。 |

施策分野

2-2

災害対策の充実

現況と課題

- 今後、予想される東海地震や群発地震等の災害時に、自らの命は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」による地域防災力を高めることが重要です。
 - 毎年、自主防災組織や地域住民を対象に防災訓練や防災講演会、防災講話を実施しています。今後も防災意識向上のため継続して実施する必要があります。
 - 大規模災害に対応するため、消防署、地域の消防団及び自主防災組織が連携し、災害に強い安全な地域社会をつくる必要となっています。
 - 災害時の情報伝達に使用する通信機材や自主防災組織の備蓄資機材が、有事の際に使用できなくならないように、点検を定期的実施するよう習慣付けるとともに、老朽化している資機材は計画的に更新する必要があります。
 - 公共施設は、地震災害時等に、防災拠点としての機能を発揮する施設であり、災害応急対策を円滑に行うためには、これらの耐震化が重要です。市では、公共施設の耐震診断を実施し、耐震性が不足する施設について計画的に耐震化を進めてきました。
 - 公共施設以外の建築物の耐震化への取組についても、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。平成13年度からTOUKA I-O事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。（「2-9 住環境の整備」より）
 - ※地域福祉を推進するには、地域住民の主体的な活動が鍵となり、行政は、これに組織的な取組を促し、協働して地域福祉の推進に努めなければなりません。そのための具体的な推進策として、災害発生時に助けが必要な方の支援を行うための※災害時要援護者避難支援事業を重点的に進める必要があります。（「1-7 地域福祉の充実」より）
- ※地域福祉：住民誰もが自立した生活や積極的な社会参加を進めるため、地域の様々な活動や課題等について、地域みんなで考え、支え合う取組のこと。
- ※災害時要援護者避難支援：誰かの支援がなければ避難できない在宅者で、家族による支援が受けられない方を、町内会など地域みんなで連携しながら支援すること。
- 武力攻撃から市民、生命、身体及び財産を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限となるよう伊東市国民保護計画の整備・充実を図る必要があります。

目標（目的）

市民の防災意識が高く、災害に強いまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|---------|--|-------------|-------------------|-------------------|----------------------------------|
| 自主防災組織数 | 市内全体の町内会、自治会のうち、自主防災会を組織する団体数 (連合会組織を含む。) | 156 団体 | 169 団体 (全組織加入) | 169 団体 (全組織加入) | 町内会、自治会の全組織の加入により、市民の防災意識の向上を図る。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| 防災意識の向上 | <p>自主防災組織及び地域住民を対象に、防災講演会や防災講話を実施し、市民一人一人の防災意識の向上を図るとともに、定期的に情報伝達訓練等を実施する等、自主防災組織及び地域住民の自主的な防災活動を促す取組を図る。</p> |
| 有事に強い体制づくり | <p>総合防災訓練や地域防災訓練、土砂災害訓練、水防訓練、津波避難訓練などを通じ、日頃からの防災体制を強化するとともに、防災指導員の協力を得て、地域の実情に合った訓練を行う。また、自主防災組織に対し、必要となる非常食や資機材を交付する。</p> <p>情報伝達における通信業務は、災害予防、被災状況、災害復旧等を迅速に処理するため、その機能を有効適切に活用できるよう、器具点検を定期的実施するとともに、その老朽化している諸機材は計画的に更新する。</p> <p>伊東市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ他の機関と連携協力し、自ら市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する市民保護措置を総合的に推進する。</p> |
| 耐震化の推進 | <p>公共施設の耐震診断結果を踏まえ、避難所に指定されている教育施設等、優先度を定め、耐震化を継続的に取り組んでいく。また、公共施設以外の建築物については、昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対し、補助するとともに、耐震化の必要性について、普及啓発を実施する。</p> |
| 災害時要援護者避難支援計画の推進 | <p>自主防災会（町内会等）との連携を深め、地域福祉計画の具体的活動の柱である災害時要援護者避難支援計画を進めながら、地域の共助・互助を推進する。</p> |

| 施策分野 | |
|------|----------------|
| 2-3 | 雨水などの総合治水対策の強化 |

| 現況と課題 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●河川や水路等の破損箇所を放置すると重大な災害の原因になるため、大雨の後のパトロールにより異常が認められた場合には、早急に対応しています。 ●河川改良等により、浸水被害の発生が減少しておりますが、近年の集中豪雨は、短時間での雨量が増加する傾向があるため、河川の増水による浸水被害や土砂災害防止の新たな対応が求められています。 ●河川や水路がない箇所において、急激な宅地化により雨水が路面に滞留することから、浸水被害が年々増加しており対策が必要です。 ●人的被害の発生するおそれがある危険な溪流や崩壊のおそれがある崖等の危険な箇所の対策を図っていますが、全ての危険箇所の整備を行うことは困難なため、引き続き対策事業を促進するとともに、人的被害を未然に防ぐ防災体制の確立を図る必要があります。 |

| 目標（目的） |
|---------------------|
| 水害や土砂災害に強いまちを目指します。 |

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H2 2) | 目標値 (H2 7) | 目標値 (H3 2) | 目標値の考え方 |
|----------|-----------------------------|--------------|---------------|---------------|-----------------------------------|
| 河川が溢れる箇所 | 時間雨量 50mm 以下の条件下での河川が溢れる箇所数 | 0 か所 | 0 か所 | 0 か所 | 時間雨量 50mm 以下では、河川が溢れない施設の維持管理を行う。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------|--|
| 河川及び水路の整備促進及び維持管理 | 集中豪雨に対応する河川及び水路の整備を促進し、浸水被害等を防止するとともに、整備済みの河川等については、排水能力を維持するため、堆積物の除去、破損箇所の補修等維持管理に努める。 |
| 砂防及び急傾斜地崩壊防止事業の促進 | 危険箇所の調査を行うとともに、砂防事業及び急傾斜地崩壊防止事業の促進を国・県に働きかける。また、事業の受益住民との調整を図る。 |
| 水防体制の整備 | 土砂災害警戒区域の住民に対し、ハザードマップを作成し、個別配布することにより日頃の備えと警戒・避難について啓発活動を推進する。また、消防や自主防災会等との連携・協力体制を構築するとともに、訓練の実施により連携・協力体制の強化を図る。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 市民と市との協働による河川の維持管理 | 市民と市が協働して、各種河川愛護事業補助制度を積極的に活用し、河川の草刈りやゴミ拾いなどの河川の環境美化活動を行う。これにより、河川の排水能力の維持に寄与する。 |
| 市民と市との協働による雨水の宅地内処理 | 路面に流出する雨水の減少を図り、住宅の浸水被害を軽減するため、市民の協力により宅地内への浸透柵の設置を推進する。 |

施策分野

2-4

地域安全活動の充実

現況と課題

●伊東市の犯罪件数は減っていますが、※乗物盗や侵入窃盗（別荘あらし）等の犯罪の増加や振り込め詐欺など、その内容は巧妙化・悪質化していることから、今後もマスメディアを活用した広報や街頭キャンペーンの実施など、防犯啓発活動を推進していく必要があります。

※乗物盗：車両の盗難及び車上荒らしのこと。

●生活安全推進協議会が組織する防犯・暴力追放推進委員会などの関係機関・諸団体等との緊密な連携による諸活動の実施により、検挙・補導した犯罪少年及び※触法少年の件数は減少しているものの、低年齢化や窃盗等の重犯罪が進んでいるため、より一層の防犯活動を推進していく必要があります。

※触法少年：刑法、特別法に触れる行為をした14歳以下の少年のこと。

●伊東市の交通事故件数は減っていますが、特に高齢者に関係した追突や安全運転義務違反による事故の割合が増加しています。高齢者に向けた交通安全教室の開催など交通安全対策を強化するとともに、市民への交通安全意識の向上を図り、交通事故防止に努める必要があります。

●携帯電話情報サービスの架空請求やインターネットオークションによる被害など、消費者を対象とした犯罪の多様化・複雑化が進んでいます。また、依然として高齢者を対象にした訪問販売被害も増加しており、これらの被害を未然に防ぐために、啓発活動だけでなく地域との連携などを強化する必要があります。

目標（目的）

事件・事故が少なく、安全で安心なまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|--|---------------------|---------------------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 市内における※刑法犯認知件数 ※刑法犯：殺人、傷害、窃盗の犯罪 | 伊東警察署発行の「犯罪のあらまし」から | 710件 ※平成21年度 | 670件 | 630件 | 市と警察との広報、啓発の周知により、前年度発生件数の1%/年減少を目指す。 |
| 市内における交通人身事故発生件数 | 伊東警察署発行の「交通のあらまし」から | 585件 ※平成21年度 | 550件 | 520件 | 市と警察との広報、啓発の周知により、前年度発生件数の1%/年減少を目指す。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------|--|
| 防犯・暴力追放対策の充実 | 安全で安心して生活できる地域社会をつくるため、警察、防犯・暴力追放推進委員会、地域安全推進委員等各種団体と連携し、地域の連帯意識の高揚を図るとともに、広報活動や防犯教室の開催、犯罪被害弱者対策、防犯団体等の支援など、防犯・暴力追放のための対策を推進する。 |
| 交通安全対策の充実 | 市民一人一人が自らの交通安全の知識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図る。また、幼児から高齢者まで交通安全教室を行うとともに、地域の交通指導員の確保と育成に努め、交通安全協会を始めとする各交通安全団体が行っている活動を支援する。さらに、交通事故の発生につながる道路環境や交通安全施設等を整備するとともに、警察署に対し、交通規制の適正化を働きかける。 |
| 消費者の立場に立った相談業務の充実 | 多様化・複雑化する消費生活問題に迅速・的確に対応するために、相談員のレベルアップや被害に迅速に対応できる体制づくりを強化し、安全で確かな商品やサービスを選択する賢い消費者の育成や被害の未然防止のための啓発活動などを行い、消費者の立場に立った消費者相談業務の充実を図る。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 犯罪及び交通事故防止に対する意識の高揚 | 市民は、自らの安全は自ら守る意識の下、日頃から住宅、自動車等の確実な施錠を行い、安全運転を励行する等、犯罪及び交通事故の防止に努める。市は、市民の意識の高揚が図れるよう、広報及び啓発活動や、市民及び事業者の自主的活動の促進に関する必要な施策を実施する。 |

施策分野

2-5

安全な水の安定供給

現況と課題

- 伊東市の水道水は、地下水を主な原水としており、自然の力により長い時間をかけてろ過され、生み出された水質はとて良好で、最低限の塩素消毒のみで水道水として利用できます。今後も、安全な水道水を供給していくことが求められています。
- 豊富な地下水に恵まれ、年間を通じて安定的に給水できていますが、観光地としての特性から、水需要が急激に増大する行楽シーズンなど、時期によって貯水量に余裕がなくなる地域があります。今後、このような地域の解消が求められています。
- 水道は市民の重要なライフラインであるため、平常時はもとより災害・事故時においても給水できることが求められています。また、水道施設に被害が発生した場合においても、早期復旧を実現するため、体制の強化を図る必要があります。
- 水道施設の半数以上が完成後30年以上経過しているため、災害・事故時に備えた施設管理を行うとともに、今後も順次耐震診断を実施し、診断結果に基づき計画的な施設の改良を進める必要があります。
- 将来にわたって、市全域に対し継続的に水を安定供給するため、民営水道11事業者との統合を計画し、うち7事業者との統合が完了しています。

目標（目的）

安心でおいしい水が安定的に供給されるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|---|---|-------------|--------------|--------------|--|
| 水質・安定供給・水道料金などを総合的に評価した場合の、満足している使用者の割合 | 水道使用者を対象としたアンケート調査の「現在の水道について、どのくらい満足していますか」に対して「とても満足」及び「まあまあ満足」と答えた人の割合 | 86% | 88% | 90% | 使用者の満足度が水道事業の目標の達成度を表す指標になり、水道事業への信頼を高めることとなります。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 安全な水道水の確保 | 水質検査計画に基づき、毎年度水質検査を実施し、安全な水道水を供給するとともに、全国的に問題になっている塩素消毒が効かない生物に対して、発生を想定した対策を検討する。 |
| 水道水の安定供給対策の推進 | 行楽シーズンなど水需要が増大する時期に貯水量の余裕がなくなる地域を解消するため、奥野ダム水源の活用や配水系統の見直しとともに、水道施設の整備を進める。 |
| 災害時に迅速に対応できる体制づくり | 職員の技術力の向上に取り組み、災害・事故時の応援協力体制を確立する。 |
| 災害・事故に備えた施設の管理・耐震化の推進 | 老朽化した水道施設について優先順位を定め、順次更新する。また、耐震化計画を策定した上で施設の耐震化を進めるとともに、老朽管は耐震性に優れたものに交換する。 |
| 持続可能な経営基盤の強化 | 水道料金の収納率の向上を図り、企業債残高の縮減に向けた経営を推進する。また、水道施設の整備充実や耐震化のため、料金体系の見直しを検討する。 |
| 民営水道の統合の推進 | 未統合となっている4事業者の統合の推進に加え、さらに他の民営水道事業者とも統合に向けて協議を行っていく。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 災害に備えた水の備蓄 | 防災対策の一環として、市は広報誌等により水の備蓄の必要性を呼びかけ、市民は家庭や職場での生活用水の確保に努める。 |

施策分野

2-6

ごみ対策の充実

現況と課題

- 循環型社会形成推進のため分別収集を実施していますが、可燃(焼却)ごみの中に資源化できるものが含まれていることから、一層のごみ分別の周知を徹底することが重要です。
- 指定ごみ袋によるごみ処理有料化の実施により、可燃ごみ減量化の効果が現れていますが、さらなる減量化を目指した啓発活動が必要です。
- 環境美化センターの焼却炉は長年の稼働により、老朽化が著しく改修の必要性が生じていることから、施設の更新改良整備を行う必要があります。
- ごみステーションは地域住民の管理により設置されていますが、違反ごみ排出などの迷惑行為の防止に対しては、地域住民と連携し、適正な管理を行っていく必要があります。
- 犯罪行為である家庭用品、家電品、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は周囲の環境なども破壊する行為であるため、パトロールの強化をはじめ、住民との協力により不法投棄されにくい環境づくりの対策が必要です。

目標(目的)

ごみの少ない良好な環境を目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|--------|-------------------------------------|---|--------------------|--------------------|---|
| ごみの排出量 | ごみの総収集量 | 36,020ト ※平成21年度 ごみ処理統計 (平成22年3 月31日現在) | 34,219ト | 33,918ト | 静岡県循環型社会形成計画では、平成23~27年度の5か年計画で「さらに1割ごみ削減」の目標を掲げている。平成20年度から実施したごみ処理有料化(指定袋制)により、ごみ総量は、平成19年度比14.6%の減量効果が既に現れているため、H27の目標値は、さらに5%の減量を見込んだ。また、その後も微減していくと推計した。 |
| リサイクル量 | ごみの総収集量に占める資源化量と資源化率 ※かっこ書きは資源化率 | 7,634ト (21.19%) ※平成21年度 ごみ処理統計 (平成22年3 月31日現在) | 7,521ト (21.98%) | 7,604ト (22.42%) | ごみ総量の減少に伴い、資源化量は減少するが、今後、ペットボトル等のステーション収集の実施を予定しており、排出環境を整備することにより、資源化率は増加していくと見込んだ。なお、目標値は環境省が公表している「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査(平成20年度調査)」のデータに基づき、推計した。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| ごみ分別のさらなる推進 | 「伊東市ごみ・資源収集カレンダー」に基づくごみ分別を徹底し、事業者の協力も得ながら、ごみの減量を図り、循環型社会の構築を推進する。 |
| ごみ減量のため3Rの推進 | 廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを基本に、商品の過剰包装抑制、エコ(マイ)バッグ利用、リサイクル品使用などを、一人一人が心がけるよう広報やイベントなどを通じ周知する。 |
| 環境美化センターの更新改良整備 | 安定的なごみ処理を行うため、老朽化した焼却設備の更新改良整備を早期に実施する。 |
| リサイクル環境の整備 | ペットボトル等の資源化を実現するため、環境美化センターに資源化物の中間処理施設を整備する。また、町内会や子供会などの資源回収団体による資源回収量の増加を図るため、団体の育成などを行う。 |
| 不法投棄対策の推進 | 不法投棄による環境の悪化を防止するため、パトロールを強化するとともに、所轄保健所、警察と連携し、防止対策に取り組む。また、民有地への不法投棄に対しては、管理者へ防止対策などの助言を行う。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 地域ぐるみによる環境美化活動 | 市民一人一人が、ごみの分別や減量について日常的に意識するとともに、町内会や各種団体が行う清掃活動に対し、積極的に参加する。市は、市民によるまちの美化活動を推進するため、ごみ袋の提供や収集したごみの回収などの支援を行う。 |

施策分野

2-7

環境にやさしいまちづくり

現況と課題

●人が生活し、生産活動を行うことにより、地球温暖化の主な原因である温室効果ガスが増加し、異常気象の発生や生態系への影響が懸念されています。低炭素社会の構築を図り、緑豊かな地球環境を維持していくため、新エネルギー・省エネルギー導入に対する支援の実施や、次世代の子ども達に対する環境教育の充実を図る必要があります。

●森林は、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な役割を果たしているため、無秩序な開発防止に努めるほか、保全と有効利用を図る必要があります。

●愛護動物の飼養者の不適切な飼育により、迷惑を受けている周辺住民との間でトラブルが発生しています。飼養者に対して、愛護動物の適正な飼育指導を行うとともに、周辺住民についても、人と愛護動物とが共生していくための理解を求めていく必要があります。

●住民の生活環境を阻害する事業者及び個人が発生する騒音・振動・悪臭・野焼き等に対する相談が寄せられています。行為者に対して、迷惑行為を防止するための指導を行う必要があります。

目標（目的）

市民が環境に関心を持ち、人にやさしいまちの創造を目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|---------------------------|------------------------|---------------------------------------|------------------|--------------------|--------------------------------|
| 太陽光発電システム設置世帯数 | 市内設置世帯数 | 480世帯 (1.38%) ※平成22年 7月15日時点 | 960世帯 (2.77%) | 1,920世帯 (5.53%) | 設置世帯数増により、低炭素社会構築が図れます。 |
| 愛護動物・公害に関する迷惑行為に寄せられる苦情件数 | 市民から市に寄せられた苦情件数（環境課実績） | 83件 ※平成21年 | 74件 | 66件 | 苦情件数を減少させることにより、良好な生活環境が保たれます。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------|---|
| 低炭素社会の構築及び地球環境の保全 | 低炭素社会の構築及び地球環境の保全については、広報媒体を活用し、市民への啓発を図るとともに、住宅用太陽光発電システムなどを導入する市民への支援を検討する一方、事業者の啓発活動に対しての支援を行い、環境保全に対する市民意識を高める。 |
| 森林整備事業の促進 | 公益性の高い荒廃した森林を整備する森の力再生事業や治山、林道整備事業などの森林整備事業により土砂流出防止及び洪水や濁水を緩和させる。 |
| 健康で安全な生活環境の確保 | 犬・ねこの飼育及び騒音・振動・悪臭・野焼き等の問題について、市民への周知を図るとともに、保健所や警察と連携し、その防止に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|---|---|
| ※環境カウンセラー等との協働による地球環境や生活環境の保全を図る啓発活動の実施 | 環境カウンセラー等との協働による児童、生徒に対する低炭素社会に向けた取組を始めとした啓発活動を通じ、地球温暖化防止や環境保全に関する市民の意識を高め、問題解決への道筋を探る。 |
| 市民参加の森づくり推進 | 民間との協働により、森林環境を保護するために、スギ、ヒノキを間伐した後に広葉樹の植栽を促進する。また、市民参加の森づくりのために森林ボランティアを育成する。 |
| 市民・動物ボランティア・保健所との協働による地域ねこ対策の実施 | 飼い主のいないねこによる迷惑行為を減少させるため、地域住民等の理解と協力の下、不妊去勢手術などを行うことにより、問題解決を図る。 |

※環境カウンセラー：市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民や NGO（民間人や民間団体のつくる組織）、事業者などの行う環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省に登録されている方々

施策分野

2-8

生活排水対策

現況と課題

●川・海等の水質保全や生活環境の向上を図る上で、汚水や排水の適切な処理は必要不可欠です。快適な市民生活を送るために必要な環境を整備し、公共下水道の供用開始区域においては、下水道への接続世帯を増やすことが求められています。

●市民生活の安心・安全確保を図るために、適切な汚水処理を行う必要があります。今ある膨大な下水道施設の計画的な維持管理（改築・更新）が求められていますが、下水道施設の維持管理（改築・更新）には、多額の事業費が必要となることから、健全な経営を続けていくためには、中長期的な経営判断の下に事業を進めることが必要です。

●汚水処理費用については、県内各市の状況・地域性を考慮し、経費格差の公平性を保つていくために、下水道使用料で回収すべき経費の額について検討を加える必要があります。

●公共下水道事業区域外については、合併浄化槽設置補助制度の活用や維持管理の更なる指導徹底を図る必要があります。

目標（目的）

生活排水の適正処理や水洗化により、清潔で快適な生活環境を目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|--|--------------------------------|--|--------------|--------------|---|
| 環境基準（河川 BOD・海域 COD） （環境基本法に基づき静岡県が定めた環境基準点） | 指定されている環境基準点の※河川 BOD・海域 COD | 河川 A 0.8mg/ℓ 河川 B 1.7mg/ℓ 海域 A 1.4mg/ℓ ※平成 21 年度値 | 引き続き達成 | 引き続き達成 | （八代田橋） 河川 A（BOD 2mg/ℓ以下） （渚橋） 河川 B（BOD 3mg/ℓ以下） 海域 A（COD 2mg/ℓ以下） |
| 汚水処理費の原価（経費）回収率 | 原価回収率（%）＝ （使用料収入÷汚水処理費）×100 | 63.2% ※平成 21 年度決算値 | 80.0% | 100.0% | 経営の健全化 回収率 100%に近づける |

※河川 BOD・海域 COD：水の汚れを示す数値。河川・湖沼では BOD、海域では COD と表現する。数値が小さい方が良い。

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 下水道の整備促進 | 公共下水道における、事業認可計画区域内の整備効果の高い未整備箇所から、順次整備に努める。 |
| 水洗化の促進 | 公共下水道及び地域汚水処理施設の供用開始区域において、啓発活動を推進することにより、下水道等への接続世帯の増加に努め、より良い水環境確保のための水洗化向上を目指す。 |
| 下水道施設の適正管理 | 下水道施設は従来からの事故発生対応から事前予防的な維持管理をすることで、排水・処理機能の停止や道路陥没等の事故の未然防止を図るとともに、既存施設を活用し、その耐用年数の延伸を図る。 |
| 下水道の健全経営 | 一般会計からの繰入金等、下水道事業経営のあり方を検討し、経費内容の明確化と経営の健全化を図る。 |
| 適正な浄化槽の継持管理の推進 | 補助制度の活用による単独浄化槽から合併浄化槽への切り替え指導や、法令に基づく、水質検査、保守点検、清掃の促進を図るため、県との連携による講習会や立ち入り検査を実施するとともに広報紙などを活用した啓発活動により、適正な浄化槽の継持管理を推進する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 水環境に対する市民の理解促進 | 良好な水環境を確保するため、家庭排水の問題について学習し、下水道や浄化槽に対する理解を深めるとともに、公共下水道の利用向上に努める。 |

| 施策分野 | |
|------|--------|
| 2-9 | 住環境の整備 |

| 現況と課題 |
|--|
| <p>●東海地震等が予想される中、人的被害を最小限にするために、建築物の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、平成13年度からTOUKAI-O事業により建築物の耐震化を図るため、建物の耐震診断及び住宅の耐震補強工事に対する補助事業を実施してきましたが、今後についても更に耐震化を推進するための普及啓発を進める必要があります。</p> <p>●建築物について、新築・増築等の建設時の設計及び施工不良などによる欠陥や関係法令への不適合等を無くし、安全で良好な住環境等を確保する必要があります。</p> <p>●既存建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を未然に防止し、生活環境の保全を図るため、アスベストの除去等の対策を行う必要があります。</p> <p>●市営住宅の入居者の方や、これから入居される方の良好な住環境の整備を確保するため、施設の内装や設備の傷んだ部分の改修を実施することが求められています。また、需要の状況を踏まえ、管理戸数を削減する必要があります。</p> |

| 目標（目的） |
|---------------------------------------|
| <p>建物の安全を確保し、良好な住環境を目指します。</p> |

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|-----------------|--|-------------|--------------|--------------|---|
| 民間住宅の耐震化率 | <p>民間住宅で*耐震性のある住宅の割合</p> <p>*ここでいう「耐震性のある住宅」とは、昭和56年5月以前に建てた住宅で耐震診断により「耐震性があり」となった住宅及び耐震補強工事をした住宅、並びに昭和56年6月以降に建てた住宅をいう。</p> | 68% | 90% | 90% | 伊東市耐震改修促進計画による、平成27年度に耐震化率90%を目標とする。 |
| 建築基準法による完了検査実施率 | <p>年度ごとの建築確認済の建築物に対する完了検査実施件数の割合</p> | 70% | 90% | 95% | 建築確認済を取得し工事が完了した時は完了検査申請を提出し検査を受ける必要があるが、工事を行わない場合もあるため95%を目標とする。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| 民間建築物の耐震化の推進 | 昭和56年5月以前に建設された建物の耐震性の向上のため、耐震診断及び木造住宅耐震補強工事に対する補助をすることにより、耐震化を推進する。 |
| 建築物の完了検査実施の推進 | 窓口や電話での建築相談を実施するとともに、建築確認済証交付時には完了検査等を受けるように文書を添付し啓発を行う。 |
| 民間建築物アスベスト対策の推進 | 民間建築物の吹付けアスベスト含有調査、除去工事、封じ込め及び囲い込み工事に対し補助するとともに、事業に関する普及啓発を実施する。 |
| 市営住宅の維持・管理 | 市営住宅の維持管理を行うとともに、施設の内装や設備の傷んだ部分については、必要に応じ改修を実施する。また、火事や地震等により被害を受けたとき、一時的に使用ができる住宅を確保するための環境整備を行う。なお、木造住宅や耐震性に問題のある住宅については、空家となった場合は解体するなど計画的に管理戸数を削減する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 住環境の安全性の向上 | 建築物の耐震化の必要性について、普及啓発活動を実施することにより、住環境の安全性の向上に対する市民の意識向上を図る。このことにより、市民と行政が協力して安全な住環境の整備に取り組む。 |

施策分野

2-10

市街地形成

現況と課題

●中心市街地の賑わいを創出するため、道路整備等に取り組んでいますが、一方で商店街の衰退や若者の郊外移住等により、定住人口の減少や賑わいの喪失など中心市街地の空洞化が進行していることから、賑わいを取り戻すための活性化策が必要です。

●自然公園法による規制や、市内各種団体による良好な景観形成・保全活動等により、伊東八景を始めとする恵まれた自然環境と調和した快適なまちづくりに取り組んできました。しかしながら、幹線道路沿いに乱立する看板や、景観への配慮がされていない建物により、自然景観や街並み景観が阻害されている場所も見受けられることから、良好な景観を維持するための改善策が求められています。

●中心市街地を活性化していくためには、市民や多くの観光客が利用する伊東の玄関口である伊東駅前地区整備が重点取組の一つですが、駅前広場周辺は電車の発着時間前後を中心に、車や歩行者で混雑し、市民や観光客が憩える空間となっていません。このため、伊東駅前地区を安全・安心で観光地にふさわしい賑わいのある空間として整備することが求められています。

●※用途地域内では、建物用途の制限を設けることで適正な土地利用を誘導し、良好な住環境の形成や商業地等としての利便性向上を図っていますが、用途地域が定められていない地域においては、無秩序な開発による市街化の進行が見られ、自然環境が損なわれる原因ともなっています。

※用途地域：地域特性に合わせて建築物の用途及び形態の制限を行うことにより、適正な都市機能と良好な都市環境を有する市街地形成を図る地域

目標（目的）

地域特性を生かした安全で快適な市街地を形成するとともに、良好な街並み景観を目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|----------------------|--|------------------------|--------------|--------------|--|
| 伊東市の景観が好ましいと感じる市民の割合 | 伊東市の景観に関する市民意向調査の「あなたは、本市が好ましい景観のまちだと思いますか。」に対し、「好ましい」又は「まあ好ましい」と答えた人の割合 | 51% ※平成21年の調査結果 | 56% | 62% | 「好ましくない」「あまり好ましくない」と答えた人の5割が平成32年には、好ましいと感じるように景観を向上させる。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|--------------------|---|
| 中心市街地の活性化の推進 | 温泉街の情緒や賑わいを再生し、観光地として個性的な景観の維持保全を図るため、温泉文化の拠点づくりや商店街の魅力づくりを進めることにより、市民の憩いの場の創出と観光交流人口の増加を図る。 |
| 自然環境を生かした憩いの場の整備 | 市民や観光客の安らぎと憩いの場所として、公園や緑地などの整備を図る。これらの整備とともに、郊外においても、自然環境との調和により、広く市民が散策に訪れる憩いの場としての整備、活用を図る。 |
| 個性的で魅力あふれる景観の形成と保全 | 景観法に基づく景観条例を制定することで、温泉街の雰囲気や恵まれた自然等、伊東市の特性を活かした良好な景観保全や景観形成を推進する。 |
| 伊東駅周辺地区の賑わいの演出 | 伊東の玄関口としての利便性の向上や賑わいの創出のため、再開発事業等により伊東駅前広場や周辺地区を整備する。 |
| 土地利用の健全化 | 用途地域の指定範囲や種類の見直しにより、地域特性に合わせた制限を設け、乱開発の抑制や秩序ある土地利用を図る。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 市民との協働による中心市街地活性化の促進 | 官・民が役割分担により、それぞれが得意分野を担って力を発揮できるよう、話し合いの場となるまちづくりに関する協議会等を設けることにより、若者から高齢者までの世代との協働活動を進めていく。 |

施策分野

2-11

公共交通体系の充実

現況と課題

●少子高齢化、人口減少、モータリゼーションの進展等により公共交通利用者は年々減少し、特に、路線バスのほとんどが赤字路線となっている中で、不採算路線からの撤退や運行頻度の減少が進み、利用者の利便性が低下しています。高齢者などの交通弱者が増えていくことから、日常生活に密着して利用される生活路線バスの維持が今後ますます重要になります。

●伊東市と周辺市町を結ぶ陸路は、山間部や海沿いの斜面を通るルートのみであり、地震や大雨・台風等の影響により、頻繁に道路の通行止めや鉄道の運転休止が発生しています。このことから、今後発生が予想される東海地震や神奈川県西部の地震に対し、災害に強い緊急避難路や緊急輸送路の確保が喫緊の課題となっています。

目標（目的）

便利で災害に強い公共交通体系の充実を目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|---------------|------------|-------------|--------------|--------------|-----------|
| 生活路線バスの年間乗車人員 | 生活路線バス運行事業 | 238,290人 | 238,000人 | 238,000人 | 生活路線バスの維持 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------------|---|
| 地域公共交通の利便性向上・安全性確保 | 事業者と協力して、バス路線の見直しやダイヤの変更等を行い、利用者のニーズに合ったバス路線網の確立を図る。また、事業者に対し、乗り継ぎ改善策など、鉄道の利便性向上についての要望を行うとともに、国や県と連携して、公共交通のバリアフリー化や鉄道の防災性向上への支援を実施する。 |
| 緊急避難路や輸送路の確保のための港湾整備の推進 | 脆弱な陸路以外の交通手段として、海路による災害時等の緊急避難路や輸送路の確保を目指し、港湾整備を推進する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 地域の実情に応じた公共交通の検討 | 地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、利用者の利便を向上させるため、地域住民・利用者・事業者・行政が一体となって、地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討する。 |

| 施策分野 | |
|------|---------|
| 2-12 | 道路環境の整備 |

| 現況と課題 |
|---|
| <p>●道路は市民生活に不可欠であり、また、観光スポットを結ぶ重要なインフラです。伊東市では、道路網の整備を進めていますが、観光シーズンには車が集中し、市内各所で渋滞が発生しているため、渋滞の緩和対策が求められています。</p> <p>●道路面の破損等により車両の損傷事故が発生しないよう、道路パトロールの実施等、安全な道路環境の整備を続けていく必要があります。</p> <p>●生活道路については、現在、消防車等緊急車両が進入できるよう整備を実施していますが、市民の利用状況に応じて狭小な市道の拡幅を進める必要があります。</p> <p>●伊東市では、道路改良工事等において、歩道のバリアフリー化を行っていますが、高齢社会に対応した歩行者中心の、より安全な道路整備を続けていく必要があります。</p> |

| 目標（目的） |
|-------------------------|
| 円滑・安全・安心・快適な道路環境を目指します。 |

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|---------------------|---|-----------------------|--------------|--------------|---------------------------------|
| 道路整備について満足している市民の割合 | 伊東市総合計画の策定に向けた市民意向調査で「満足」及び「やや満足」と答えた人の割合 | 12.60% ※平成21年度調査結果 | 17.60% | 22.60% | 10年で10%の向上を目指す。 |
| 幹線市道の整備率 | 整備済幹線市道の延長を幹線市道の総延長で除したものの百分率 | 87.70% | 90.20% | 92.70% | 10年で5%の向上を目指す。 (過去10年の実績による) |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 円滑な道路環境の整備 | 国・県道と幹線市道を計画的に結び、交通の流れが円滑になるよう道路網を整備する。 |
| 安全・安心な道路環境の整備 | 路面の破損箇所等については、道路パトロール等により早期発見、早期補修に努め、老朽化した広範囲の舗装路面の補修については、修繕計画に基づいた計画的な修繕を行う。また、生活道路については消防車等緊急車両が進入できるよう拡幅整備すると共にカラー舗装等で歩行者が安心して歩けるスペースを確保する。 |
| 快適な道路環境の整備 | 快適に歩ける道路に整備するため、歩道のバリアフリー化を促進する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 市民と市との協働による道路の維持管理 | 市民と市との協働により道路の環境美化を行う「伊東市公共施設の里親制度（アダプトシステム）実施要綱」及び「伊東市道路愛護推進事業補助金交付要綱」を活用し、積極的に市民の道路環境美化活動への参加を促進する。 |

施策分野

3-1

教育環境の整備

現況と課題

●出生率の低下により、小学校児童数は、昭和54年度の7,422人をピークに減少が続き、平成22年度はピーク時の47.7%の3,540人、中学校生徒数は、昭和57年度3,696人をピークに減少が進み、平成22年度はピーク時の48.2%の1,781人にまで減少していることから、学区の再編や学校の統廃合、学校施設の計画的な改修などにより、学校施設の適正規模・適正配置を検討する必要が生じています。

●小中学校の校舎や体育館は、児童生徒が学習する施設としてだけでなく、広域避難場所ともなっています。大地震の発生が予想される中、耐震性に劣る小学校の体育館4棟、中学校校舎4棟及び耐震診断の必要な中学校校舎1棟の耐震化対策が必要となっています。

●小学校では全校で学校給食を実施していますが、中学校では1校のみでの実施となっており、小中学校全体としての学校給食のあり方についての検討が必要となっています。

●学習指導要領ではパソコンを活用した情報教育の充実を求めており、パソコン教室、特別教室等への教育用パソコンの配置とともに、校内LANの整備が必要となっています。

目標（目的）

児童・生徒が学習しやすいまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|----------------------|-----------------------------------|-------------|--------------|--------------|-----------------------------|
| 学校施設の耐震化率 | 耐震化されている施設の率（耐震診断対象棟数に対し健全及び補強済数） | 75% | 100% | 100% | 伊東市が所有する公共建築物耐震化計画による。 |
| 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 | 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 | 12.0人 | 3.6人 | 2.0人 | 国の「学校教育の情報化」基本方針による数値を参考に設定 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| 総合的教育行政の推進 | 教育効果を維持・改善するため、学区の再編や学校の統廃合及び学校施設の計画的改修などにより、良好な教育環境を確保する。 |
| 学校施設の耐震化 | 耐震性に劣る学校・施設等は、耐震補強工事又は建替工事を実施するなど、早期に耐震化対策を完了する。 |
| 学校給食のあり方の検討 | 学校給食のあり方について、施設の有効利用、効率的な運営方法など、本市の現況に合ったあり方についての調査研究を行った上で、今後の対応方針を策定する。 |
| 情報教育環境整備の充実 | 校内 LAN などの情報環境整備を進め、特別教室、各教室においてもパソコンやインターネットを使用して学習できるような環境を整える。 |

| 施策分野 | |
|------|------------|
| 3-2 | 教育の充実（幼稚園） |

| 現況と課題 |
|--|
| <p>●伊東市は、市内各地域に公立幼稚園が14園あり、海や山、川などの恵まれた自然環境や、その地域の人や文化、行事などを活用して、地域に根ざした特色ある園経営がされています。小学校の学区に幼稚園があることで、園生活を送ってきた友達と卒園後も一緒に不安なく就学することができます。また、私立幼稚園2園では、それぞれ特徴ある幼児教育を行っています。</p> <p>●核家族化に伴い、地域内で子育ての相談相手がない母親が増えてきており、幼稚園が、子育てに対する援助や保護者同士の交流の場として期待されています。また、入園時に基本的な生活習慣が身につけていない子どもが多く、子どもの成長状況や発達度合いなどについて、保護者への精神的なフォローをする取組が求められています。</p> <p>●近年の少子化の影響により、入園児が減少しており、集団の中での協調性や、規律が伴った社会性を養うための集団的活動を必要としている園があります。</p> <p>●保育園ニーズと幼稚園ニーズを取り入れた効率的な幼児教育を目指し、幼保の連携が必要とされています。</p> |

| 目標（目的） |
|---|
| 将来に夢を持ち、どの子どもも生き生きと活動する園・学校のあるまちを目指します。 |

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|------------------|---|-------------|--------------|--------------|---|
| 幼稚園が楽しいと思う子どもの割合 | <p>幼稚園評価 実施：各年度2学期末 対象：保護者 項目：「お子さんは幼稚園に行くのを楽しみにしていますか」 指標基準：上記質問に対して、「Aはい」、「Bどちらかといえばはい」と答えた方の割合</p> | 97.9 | 99 | 100 | 文部科学省が示す「幼稚園における学校評価ガイドライン」に基づき、毎年度実施し、10年後に100%を目指します。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------|---|
| 幼稚園教育の充実 | 地域の特色を取り入れた保育計画に基づき、小中学校との交流活動を進める。また、教諭の幼児への教育力向上のため、各種研修会の参加や、幼稚園の相互訪問の実施などをさらに充実する。 |
| 保護者と共に子どもの育ちを支える | 保護者同士の交流の機会を提供するとともに、子育て相談機能の充実を図る。また、家庭と連携しながら基本的な生活習慣が獲得できるよう支援する。 |
| 集団保育を実施するための環境整備 | 同園内での異年齢児の交流や、他園との交流により、集団保育を実施する。また、入園児減少への対応のため、本園と分園、小規模園のあり方については、市立幼稚園全体の状況を見ながら、統廃合を含め検討する。 |
| 子育てニーズに応じた幼保連携の推進 | 保育園と幼稚園、それぞれの子育てニーズに対応できる総合施設（認定こども園）の整備の検討や、保育所との交流も含め、就学に向け一貫した幼児教育を推進する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-------------------------|---|
| 地域行事、園行事を通しての地域住民との相互交流 | 生まれ育った地域の一員として、地域行事と幼稚園行事との相互交流を図ることにより、地域で子どもを育てていく。 |

| 施策分野 | |
|------|--------------|
| 3-3 | 教育の充実（小・中学校） |

| 現況と課題 |
|---|
| <p>●学力2極化や学習意欲の欠如等が課題となっている状況を踏まえ、子どもの学ぶ楽しさを実感できるような授業の充実、意欲的に学び合う子どもの育成が必要です。</p> <p>●急激な社会状況の変化に伴い、規範意識や道徳性が揺らいでいる状況を踏まえ、夢や志を持ち、よりよく生きるための心の教育の充実が必要です。</p> <p>●日常の生活環境の変化に伴い、子どもの体力や忍耐力の低下が課題となっている状況を踏まえ、基本的な生活習慣を整え、心身ともに健康な子どもの育成が必要です。</p> <p>●伊東の将来を担う子どもにとって、学校での教育だけでなく地域の教育力が求められている状況を踏まえ、さらなる地域との連携・交流が必要です。</p> <p>●価値観が多様化し、求められることが多い社会状況の中、日々の生活や学習に「困り感」のある子どもや家庭への支援が必要です。</p> |

| 目標（目的） |
|--|
| 将来に夢を持ち、どの子ども生き生きと活動する園・学校のあるまちを目指します。 |

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|-----------------|---|-------------|--------------|--------------|--|
| 学校が楽しいと思う子どもの割合 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における学校評価 ・実施 各年度1学期末 ・対象 児童、生徒 「学校が楽しいですか」「学校生活を楽しく過ごしていますか」という質問に対し学校が楽しいと感じている割合 | 80% | 85% | 90% | 子どもたち一人一人を大切にし、どの子ども生き生きと活動する園・学校を目指す。子ども・保護者対象の学校評価における回答状況から、園・学校の教育の充実度を測る。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|----------------------|--|
| 基礎学力の向上 | 子どもたちの実態にあった1年間の学習や行事の計画を作り、幼保・小・中の連携を進める。また、子どもたち一人一人の個性や特性に応じた指導に努め、子どもの「分からないこと」を大切にするとともに、自ら学び考える基本的な力を育成し、出来ることの喜びを味わえる授業の実現に努める。 |
| 豊かな人間性・社会性の育成 | 道徳教育を進め、思いやりの心を育成するとともに、社会の構成員としての必要なルールを身に付けることに努める。 |
| 健康な身体と基本的な生活習慣づくりの推進 | 日々の遊びや運動、学級活動、保健指導等を通して健康管理意識を高めるとともに、保護者と連携しながら「早寝・早起き・朝ご飯」を始めとする安定した生活習慣づくりを推進する。 |
| 地域連携・地域交流の推進 | 地域の身近な方々の講話や職業体験、近隣施設の積極的な利用などの地域連携を通じ、地域を学び、地域に対する愛着心を育むことに努める。また、PTAや地域の各種団体と連携・協力し、交通指導・安全パトロール等を行うことで子どもたちの安全・安心を確保する。 |
| 教育的支援体制の充実 | 教育相談室や適応指導教室、通級指導教室の運営の充実を図るとともに、教育指導員や関係機関とが連携・協力し、個に応じた教育的支援体制の充実に努める。 |

施策分野

3—4

生涯学習活動の推進

現況と課題

- 生涯学習の理念である自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会を実現するため、市民一人一人が生涯を通じて学習することが求められています。
- 生涯学習の場として、伊東市には中央会館、ひぐらし会館の他に市内各地に3つの生涯学習センターと4つのコミュニティセンターを有し、身近な地域でいつでもどこでも活動できる環境が整備されており、現在、これらの施設を中心に市民自ら活発な活動が行われています。
- 市民の生涯学習活動の機会を充実するため、市では、毎年度市民大学を開講し、市民のニーズに対応した様々な講座を開講しています。その中でもパソコン講座は定員を超え市民の関心の高い講座となっています。今後も、受講者の満足度の向上を目指し既設講座のレベルアップを図るとともに、より市民ニーズに対応した講座を開講し、生涯学習機会を増やしていく必要があります。
- 市民への生涯学習の情報提供の拠点である図書館では、市民のニーズに応じた特集コーナーを設置するなど、情報発信に努めているほか、郊外の市民向けに移動図書館を運営するなど、機能の充実を図っています。図書館スペースが十分でなく多くの本が閉架書庫に収蔵（約60%）されているのが現状ではありますが、今後も図書の実質を図るとともに、市民に対して更なる情報提供に努め、より市民が利用しやすい図書館の運営を図ることが重要です。

目標（目的）

市民が生涯を通じていつでもどこでも快適に学習できるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|---------------------|---|-------------|--------------|--------------|---|
| 市民1人当たりの生涯学習活動の参加回数 | 生涯学習センター及びコミュニティセンターで実施した生涯学習活動の年間参加者延べ人数/伊東市人口 | 2.11回 | 2.62回 | 3.12回 | 10年で現在の全国の1人当たり3.12回（2009 レジャー白書余暇活動の趣味・創作部門の参加人口合計を人口で除した指数）に到達する。 |
| 市民1人当たり図書貸出し冊数 | 移動図書館を含む市立図書館での年間の図書貸出し冊数 | 2.97冊 | 4.50冊 | 5.90冊 | 10年で現在の県内平均まで高めるよう設定 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 市民の自主的生涯学習活動の推進 | 市民が「いつでも、どこでも、いつまでも」生涯にわたって学べるよう生涯学習に係る情報の収集・提供や指導者リストの整備拡充に努めるとともに、生涯学習センター等の学習拠点施設の整備充実を図る。 |
| 生涯学習機会の提供 | 市民の要望に応じた学習の機会を提供するため、生涯学習センター等を活用した学習講座や教室などを開設するとともに、学習成果の発表の場を設けるなど、市民の学習意欲の啓発を図る。また、市内の活動サークルや指導者リストを紹介する情報誌を配布し、市民がいつでも、どこでも、だれでも生涯にわたって学習できる機会を提供する。 |
| 図書館機能の充実 | 情報提供拠点施設として、図書資料の充実や利用環境の整備を行うとともに、インターネット蔵書公開システムを導入することにより、市民の利便性を図る。また、郊外に住む市民のために移動図書館の内容を充実させ、図書館サービスの拡充に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 自主的な生涯学習活動の広がり | 講座参加者による自主的な新たなサークル活動の開始や既存サークルへの参加により、市民による生涯学習活動の広がりを進める。 |

施策分野

3—5

市民スポーツ活動の支援

現況と課題

- スポーツは、市民が生涯にわたり健康な生活を送る上で様々な効果があることから、市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じていつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことが重要です。
- 「市民一人一スポーツ」を目指し、体育協会との共催によるオレンジビーチマラソン、伊東駅伝等のスポーツ大会等の開催や、各地域の体育振興会と連携を図り、区民体育祭などの地域スポーツの振興に努めています。今後も、市民が気軽に参加できるスポーツによる健康づくりの方策を検討するとともに、ニュースポーツ等の実技指導を行う中で、生涯スポーツをさらに充実していく必要があります。
- 市民体育センターや市民運動場、大原武道場等の社会体育施設の整備、充実に努めるとともに、市内の小・中学校の体育施設を市民に開放して、スポーツの振興を図っています。また、豊富な温泉と美しい自然の中でのんびりスポーツを楽しむ観光客が増えており、市民だけでなく観光客も含め、たくさんの方が施設を利用しています。
- 社会体育施設の整備充実が必要ですが、新規建設は困難な状況にあることから、既存施設を保守しバリアフリー化を進め、誰でも気軽にスポーツが出来る環境を整える必要があります。

目標（目的）

市民が気軽に快適にスポーツができるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|-------------|--|---------------------|--------------|--------------|---|
| スポーツ施設の利用状況 | 市民体育センター、市民運動場、かどの球場、大原武道場、学校開放屋内運動場・屋外運動場・夜間照明施設の年間利用者数 | 312,528人 ※平成21年度 | 33万人 | 35万人 | 社会体育施設、学校体育施設の利用者数を増やし、市民が気軽に快適にスポーツに親しめる環境づくりの目安とする。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| スポーツ指導者の養成 | 市民だれもが健康的にスポーツを楽しむことができるよう、年齢やレベルに応じた指導ができる指導者を養成するため、県やスポーツ団体等が行う技術指導、安全管理等に係る指導者研修会への参加を図る。また、体育に関する専門的技術的指導のできる体育指導委員の養成、充実に努める。 |
| スポーツ大会の実施 | スポーツ活動の促進と市民のスポーツの実践の場として、按針祭協賛市民スポーツ祭、伊東市スポーツ祭、オレンジビーチマラソン、伊東駅伝等、各種スポーツ大会を実施するとともに、しずおか型地域スポーツクラブの設立に努めるなど、地域スポーツの振興を図る。 |
| 体育施設の整備 | 既存施設の整備計画をたてる中で、老朽施設の改修やバリアフリー化を順次進め、誰もが利用し易い環境の整備に努める。また、総合体育館の建設については、調査、研究を進めていく。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| スポーツ活動への参加 | 各地区の体育振興会と連携を密にし、地域住民の体力増進とコミュニティ意識の向上のために、区民体育祭を奨励、支援する。市民団体や企業等と連携を図る中で、体育指導委員による健康づくりを取り入れた生涯スポーツの普及に努める。 |

施策分野

3—6

歴史、芸術文化の振興

現況と課題

- 伊東市には、恵まれた自然環境がもたらす天然記念物が多くあり、古くから人が暮らしてきた歴史があります。また、各地域には特色ある伝統芸能が多くの市民によって伝承されています。
- 文化財は私たちに残された貴重な歴史遺産であり、保護・保存し、後世に伝えていくことで、多くの市民が郷土に対する愛着を忘れないものとなります。このため、これらの歴史遺産の保護・保存のために、文化財講座などを通じ、文化財に親しむ機会を拡充し、文化財愛護の精神を育てる必要があります。
- 文化財管理センターでの歴史遺産の公開や木下杢太郎記念館における郷土の偉人木下杢太郎の業績の紹介、また、市史講座や講演会の開催により、市民の学習機会を提供しており、今後も市民に対し、郷土の歴史や文化の情報を発信していく必要があります。
- 市民による観光ガイド・伊東自然歴史案内人会は、伊東市の豊かな自然、歴史、文化等の案内を行い、市民と観光客の交流を進めています。また、地域の文化財を守るNPO等の市民団体も精力的に活動しています。今後も、歴史や文化の振興には市民団体等との連携をさらに強化していく必要があります。
- 伊東市文化協会におよそ120の団体が加盟しており、さらに協会に参加していない個人・グループも合わせ、多くの市民が日頃から芸術文化活動を実践しています。活動の発表の場として、市は芸術祭を開催し文化意識の向上に努めておりますが、市民ニーズへの対応を図る中で、芸術活動団体同士の連携も見据え、今後も一層の芸術文化活動の支援が必要とされています。

目標（目的）

市民が気軽に歴史、芸術文化に触れることができるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|------------|---|------------------|------------------|-------------------|-----------------------|
| 歴史文化に触れた人数 | 杢太郎記念館入館者数、文化財管理センター入館者数、体験講座、市史講座、講演会の参加者数 | 10,567人 | 15,850人 | 21,130人 | 入館者、参加者の毎年1割の増加を目標とする |
| 芸術文化に触れた人数 | 芸術祭への出演・出品人数 芸術祭の観客人数 | 1,238人 8,633人 | 1,850人 9,000人 | 2,460人 10,000人 | 参加者の毎年1割の増加を目標とする |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| 歴史、芸術文化に触れる機会の創出 | 市民一人一文化を目標に、市芸術祭や文化講演会などを開催するほか、演奏会や演劇、展示会などの開催誘致を図り、市民が優れた芸術、文化に触れる機会の創出に努める。また、市民が文化財に愛着をもち、身近に接することができるよう、文化財講座や古代体験学習などを通じ、文化財に親しむ機会の拡充を図る。 |
| 歴史文化情報の発信 | 伊東市史関連書籍の刊行や、インターネットによる歴史情報発信を充実し、市民の郷土に対する理解を深めるとともに、先人の遺産を市民共有の財産として後世に伝える。 |
| 芸術文化活動の支援 | 市民の自主文化活動を支援するため、各種文化団体を包括する文化協会の活動を援助し、その育成に努めるとともに、姉妹都市をはじめ芸術文化の先進地と民間レベルの人的交流を推進する。また、市民団体等が行う芸術文化活動に対し、市民の文化の向上に寄与すると考えられる事業に対して積極的に支援する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|------------------------|--|
| 文化や文化財を愛護する市民や市民団体との連携 | 市民は、伊東市に所在する文化財等の適正な保存活動に対し、積極的に参加する。市は、自然歴史案内人会や市民団体等と連携を図り、市民が活動に参加しやすい環境づくりを推進する。 |

施策分野

3-7

国際交流の推進

現況と課題

- 市民と外国人が気軽に触れ合うことができる場を提供するなど、外国人と楽しく共生できる地域社会を形成していく上で、地域における国際交流を活発に推進していくことが重要です。
- 外国人住民が市民とともに安心して快適に暮らすことができる環境を実現するため、様々な情報発信や事業展開を図り、日常生活の利便性を向上させる必要があります。
- 伊東市では、国際交流推進の観点や国際化の進展に対応するため、イギリスのメドウェイ市及びイタリアのリエティ市と友好都市提携を結ぶなど、教育文化を中心とした交流を進めています。
- 国際交流事業を推進するため、伊東国際交流協会を中心に活動を展開していますが、大部分がボランティアスタッフによって支えられていることから、会員の増加を図り、伊東国際交流協会の組織運営を充実させる必要があります。
- 観光立市であり、外国人観光客誘致に力を入れている伊東市では、各地域で日頃から外国人の交流が見られることから、この地域的な特殊性を踏まえ、外国人にも分け隔てなく、すべての来訪者をおもてなしの心で迎え入れることは重要であり、この点からも市民の国際理解と外国人との国際交流を図っていくことが必要です。

目標（目的）

身近な所で異文化交流が楽しめるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|-------------------------|---|-------------|--------------|--------------|--|
| 国際交流に関する体験や行事に参加した市民の割合 | ・市民意向調査による ・よく参加している、又は、参加したことがある、と回答した割合 ・現状値は、平成21年度に実施した市民意向調査に基づき算出 | 13.50% | 18.50% | 23.50% | 参加したことはないが、機会があれば参加したいと回答した割合が51.5%であることを踏まえ、5年間でこのうちの1割（5%）ずつを増加させる目標値を設定 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 国際交流事業の推進 | 伊東国際交流協会と連携して、国際交流フェスタやリエティフェスタなどのイベントを開催することにより、市民と外国人との交流の場を提供など国際交流を推進するとともに、国際交流協会の会員の増加に努めることにより、協会の組織運営の充実を図る。また、友好都市との交換留学生事業を通じ、市民レベルの交流を推進する。 |
| 外国人住民の日常生活環境の支援 | 伊東国際交流協会と連携して、外国人住民向けの地元ケーブルテレビ放映や外国人住民相談、日本語教室等を実施することにより、日常生活のサポートを図る。 |
| 国際理解の啓発 | 伊東国際交流協会と連携して、異文化理解講座や外国語講座、外国料理教室を実施することにより、市民の国際理解を深める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 市民参加による国際交流イベントの実施 | 市は伊東国際交流協会との共催により、魅力的で多彩な内容の国際交流イベント等を開催し、市民は、イベントの運営にもかかわるなど、積極的にイベントに参加する。 |

施策分野

3—8

青少年の健全な育成

現況と課題

●青少年の健全育成において、家庭は基盤であり、地域における生活環境も重要な役割を担っています。しかし、社会環境や価値観の変化により家族間や地域でのコミュニケーションが薄れてきていることから、地域の青少年に対し、周りの大人が積極的に関わり、コミュニケーションを図るための手段として有効な声かけやあいさつの取り組みを通じて、「地域の子どもは地域みんなで育てる」意識を育む必要があります。

●青少年の補導については、各地域及び関係機関から選任された補導員が、地区ごとに街頭補導や店舗に対し青少年への有害図書類等の販売や貸付けを行わないよう指導することで、非行の早期発見に努めています。しかしながら、深夜営業店の増加や有害図書類を扱う自動販売機の設置などにより、青少年を取り巻く環境は必ずしも良好とは言えない状況にあることから、営業主や所有者等の協力が必要不可欠であります。

●各地区にある青少年育成会議は、子どもと地域のコミュニケーションを活発化させ、郷土への関心や愛着などを育むことを目的に組織され、活発な活動を行っていますが、一部の活動できていない地域での活動の活性化が必要とされています。

●市内の小学生が郷土の文化や史跡、恵まれた自然に触れる機会や、伝統行事や奉仕活動への積極的な参加を通して、グループ活動の楽しさを効果的に学習し、豊かな心とたくましい身体を作ることが必要です。また、中学生・高校生は今後の伊東市を担う若い力であることから、指導者研修会やボランティア活動等の学習の機会を増やし、リーダーとしての資質の向上を図っていく必要があります。

目標（目的）

豊かな人間性、社会性を身につけた青少年が健やかに育つまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|------------|---------------|-------------|--------------|--------------|---|
| あいさつ運動賛同者数 | あいさつ運動に賛同する市民 | 13,100人 | 17,100人 | 21,000人 | 伊東市民の3割の賛同を目指す。 (県が行っている声かけ運動は大人の1割、30万人を目標) |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| 声かけ・あいさつ運動の推進 | あいさつは地域や社会のコミュニケーションの基本であることから、学校や事業所、地域と連携を図り、全市的なあいさつ運動を展開する。また、標語コンクール等を実施し、市民があいさつの良さについて考え、表現することで、あいさつの声が響き合うまちづくりを進める。 |
| 非行防止体制の強化 | 青少年を非行から守り、犯罪の被害者や加害者にしないために、補導員をはじめ地域住民による補導や見守りの活動を推進するとともに警察等関係機関と協力・連携し、青少年を非行から守る体制を強化する。 |
| 地区青少年健全育成活動の活発化 | 情報交換会など、地区活動の参考となるような意見交換の場を提供し、青少年健全育成活動の活性化を図る。 |
| 次世代を担うリーダーの育成 | 夢チャレンジクラブや小学生の船などの体験学習の機会の拡大や受け入れ体制の整備、充実に努め、年少者を指導育成する中高生の能力を育みます。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 地域の青少年声かけ活動の推進 | 地域の大人が青少年に関心を持ち、「もっと大人が青少年にかかわろう」を合言葉に、市民総ぐるみの声かけ運動に発展させるための体制をつくる。 |

施策分野

4-1

観光の振興

現況と課題

- 伊東市は、自然、歴史、文化、温泉等の地域資源に恵まれていることから、観光関連団体等と連携して、それら資源を活用した事業に取り組んでいます。観光地としての魅力向上のため、伊東八景を核に更なる地域資源の掘り起こしと磨き上げが求められています。
- 伊東市は観光ガイドを養成し、観光の街として、おもてなしの向上に努めていますが、今後は、観光ガイドや観光関係者はもとより小・中・高校生を始めとした市民一人一人がおもてなしの心を持って観光客に接することが必要です。
- 国による観光立国実現に向けた環境整備の推進、富士山静岡空港の開港、アジア地域の経済成長による所得の向上などを背景に、今後、東アジア圏を中心に多くの訪日旅行者の増加が見込まれます。そのため、静岡県や伊東市インバウンド推進協議会などの観光関連団体と連携した積極的なプロモーション活動や受け入れ体制の整備等を行うことが必要です。
- ITなどの情報技術の発達により、時間と場所を選ばずに情報を得ることができ、また、旅行形態も団体旅行から個人・グループ旅行にシフトしている中、観光客の求める情報は多様化していることから、常に現状を分析した上でニーズにあった情報を発信していくことが求められています。
- 伊東市内には、地域の特色を活かした観光施設が数多くありますが、観光地としての更なる魅力向上のためには、施設サービスの向上を図るとともに、自然や景観等、地域の魅力を活かして観光施設の付加価値を高めることが必要です。

目標（目的）

多くの人を訪れ、満足していただける観光都市を目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|---------|---|-------------|--------------|--------------|---------------------------------------|
| 来遊客数 | 切符乗車による鉄道の利用者、自家用車の通過台数等に一定の率をかけ、算出。（平成21年歴年ベース） | 653万人 | 680万人 | 700万人 | 観光振興策を通じて、魅力ある観光地づくりを推進し、来遊客数の増加に繋げる。 |
| 観光客の満足度 | 2,400人を対象に年4回実施する伊東温泉観光客実態調査による伊東温泉の満足度(H22.1.31) | 71% | 100% | 100% | 伊東市を訪れた全ての観光客が、心身ともに満足していただくことを目指す。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 地域資源を活用した観光事業の推進 | 観光基本計画に基づき、観光関連団体等と連携して、伊東八景を核とした自然、歴史、文化、温泉等の地域資源を活用した魅力ある観光事業を推進する。 |
| おもてなしの心の育成と交流の推進 | 伊東自然歴史案内人会を始めとした観光ガイドの育成に努め、その活動を支援するとともに、教育の場においても、伊東八景を核とした地域資源について学ぶ機会を設ける。 |
| 外国人観光客の誘客推進 | 静岡県や伊東市インバウンド推進協議会などの観光関連団体と連携し、外国人観光客向け各種プロモーション活動などを積極的に行うとともに、おもてなし意識の向上や多言語併記の観光案内看板の充実等受入れ体制の整備を図る。 |
| 観光ニーズに対応した情報の発信 | ITなどの情報技術の普及により、ホームページやインターネットを有効に活用するなどし、観光客のニーズに沿った情報を効率的、効果的に発信する。 |
| 観光施設の高付加価値化 | 市民や来遊客が観光施設を快適に利用できるよう、施設サービスの向上を図るとともに、自然や景観等と調和した施設の整備に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 市民のイベントボランティアへの参加 | 市民が年間を通して開催されるイベント運営に参加するとともに、イベント終了後は、協働で事業の検証を行う。 |

施策分野

| | |
|-----|-------------|
| 4-2 | 健康保養地づくりの推進 |
|-----|-------------|

現況と課題

●伊東市は、豊かな自然や豊富な温泉などを活用して、※ウェルネスの視点でまちづくりを進め、※ファルマバレープロジェクトにも盛り込まれている健康保養地づくり事業を進めています。今後も観光都市としての魅力向上のため、健康保養地づくり事業のメニューを充実していくことが重要です。

※ウェルネス：スポーツ・運動、栄養、休養、文化・芸術活動を総合した健康的な生活を実践することで、生活の質（QOL）を高めること。

※ファルマバレープロジェクト：静岡県立静岡がんセンターの開院を契機として、世界レベルの高度医療の実現と先端的な技術の開発を目指し、研究開発の促進を図るとともに、医療産業からウェルネス産業まで広がる健康関連産業の振興・集積を図るための静岡県の事業。

●日常生活を自立して元気に過ごせる期間、「健康寿命」を延ばすには、市民一人一人が人生の早い時期から健康に良い生活習慣を身につけ、健康増進・疾病予防を行うことが必要不可欠です。伊東市の強みである豊富な温泉や豊かな自然を利用した、健康保養地づくり事業を通して、今後も一層、市民一人一人の健康に対する意識を高め、健康づくりを実践できる環境づくりが求められています。（「1-2 健康づくり支援」より）

●人々の志向の多様化や、観光地間競争の激化の中で、観光客のニーズに合った特色ある観光地としていくために、温暖な気候、温泉や自然、地域の食材などの地域資源を活かした魅力の向上を図るとともに、新たな健康保養地づくりのプログラムの構築とイメージ戦略が必要です。

●観光立市を目指す本市にあっては、※医観連携を推進し、市民のみならず、観光客にも対応できる病院機能の整備、特に健診機能などの充実を図ることが必要です。（「1-1 地域医療の充実」より）

※医観連携：保健医療関係者と観光関係者等が連携して、自然や温泉と健康診断を組み合わせ、観光メニューとして商品の企画開発を図ることをいう。伊東市では、新病院建設に合わせ、平成18年からその実現に向けた検討を進めている。

目標（目的）

現在、第3次伊東市健康保養地づくり事業計画策定中につき、10月下旬を目途に設定します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|----|-----------|-------------|--------------|--------------|---------|
| | | | | | |
| | | | | | |

現在、第3次伊東市健康保養地づくり事業計画策定中につき、10月下旬を目途に設定します。

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|---------------------|--|
| 健康保養地づくり事業の充実・強化 | 自然や温泉、観光施設、食材、人材といったウェルネス資源を組み合わせるなど、健康保養地づくり事業のメニューを充実するとともに、多様なメニューを提供する体制づくりを推進する。 |
| 市民の健康意識の向上と健康づくりの推進 | 温水プールや運動施設等を活用した健脳健身教室や各種健康づくり教室、健康フェスタの開催等、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた健康保養地づくり事業を推進する。 |
| 食育の推進 | 食育推進計画の策定や実践を通して、保護者や教育関係者等との連携により「食」に関して適切な判断のできる子どもを育むとともに、観光、農林水産業等の協力による伊東ならではの料理や食材を活かした取組を通じ、地域の食文化の継承を図る等、様々な関係団体とのネットワークにより「食」を通じた人づくり、まちづくりを推進する。 |
| 食の安全・安心への取組 | 農薬の安全使用と残留農薬の情報開示に努めるとともに有機農法を取り入れるなど自然に近い環境で作られた作物をエコブランドとして活用した商品開発及び販売戦略を行う。また、学校給食への食材提供や各種教室の開催、市民農園の利用促進による食育の推進を行う。 |
| 医観連携の推進に資する施設整備 | 新病院においては、市民が安心して暮らせ、観光客も安心して訪れることができる救急医療体制を整備するとともに、市民のみならず、観光客の利用も考慮した、医観連携の推進に資する健診機能の整備に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|--------------------------|---|
| 地域や民間団体による積極的な健康づくりへの関わり | 地域や関係団体と行政が共催で、健康づくりに関する講演会や講習会を企画・開催する。また、関係団体等とともに、健康づくりの視点によるスポーツ施設等の活用を進める。 |

施策分野

| | |
|-------|--------------|
| 4 - 3 | 広域連携による誘客の拡充 |
|-------|--------------|

現況と課題

●伊豆は、自然環境や豊富な温泉、首都圏に隣接した立地条件を活かして、日本有数の観光エリアとして発展してきました。今後、当地域が更なる発展を目指すためには、地域の幅広い連携を強化して、各市町が協働で観光情報の発信や観光振興策などの事業を推進することが必要です。

●観光圏は、地域が幅広い連携と観光資源の活用を通して、滞在型観光が可能な圏域の形成と観光客の来訪を促進するもので、伊豆東海岸※2市3町が平成22年1月に「伊豆観光圏整備推進協議会」を設立し、同年4月に国土交通大臣から「伊豆観光圏」の認定を受けたところです。今後は、官民が協働し、観光情報の一元化や旅行商品の企画・販売などの事業を実施する組織づくりを進めるとともに、圏域の拡大を図る必要があります。

※2市3町：伊東市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町

●伊豆地域の※7市6町の官民が共同で伊豆地域への誘客とイメージアップを図るため、伊豆観光推進協議会を組織し、静岡県観光協会などの観光関連団体との連携を通して、伊豆の魅力度アップ事業に取り組んでいるところです。今後も、伊豆地域の魅力をアピールする取組を推進していきませんが、伊豆観光圏の圏域拡大に伴い、事業内容の住み分けをしていく必要があります。

※7市6町：伊東市、熱海市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、三島市、沼津市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町

●ジオパークは、地質遺産を保全するとともに、教育や観光振興に活かすことが可能な自然公園ですが、伊豆半島にある特異な地質遺産を活用して、伊豆半島全域でジオパークの認定に取り組むことについて、平成22年2月に開催された※伊豆半島6市6町首長会議において合意をされたところです。今後、ジオパークの認定に向けて、体制づくりなどの地域が一体となって具体的な取組を進めていくことが必要です。

※伊豆半島6市6町首長会議：伊豆半島の6市6町（伊東市、熱海市、三島市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町）の市長、町長で構成され、伊豆半島内に共通する行政課題や課題解決に向け他方策を協議する会議。

目標（目的）

（伊豆）地域の幅広い連携を通して、滞在型観光が可能な魅力ある観光地を目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|--------|---|-------------|--------------|--------------|---|
| 観光交流客数 | 静岡県が実施する静岡県観光交流の動向調査による伊豆地域の観光交流客数（平成21年度観光交流客数速報値） | 3,538万人 | 3,700万人 | 4,000万人 | 共通の観光システムの構築と協働で行う観光振興策を通して、滞在型観光が可能な圏域を形成し、来誘客の増加に繋げる。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|---|
| 伊豆観光圏整備事業の強化・充実 | 地域の観光資源を活用した旅行商品の企画・販売や圏域内の観光情報の一元化等を推進する組織の構築を通して、伊豆観光圏の魅力向上を図るとともに、今後、圏域の拡大に向けた取組として、伊豆の未加盟市町に同観光圏への積極的な参加を働きかける。 |
| 伊豆観光推進協議会の強化・充実 | 静岡県観光協会などの観光関連団体との連携を密にした取組を通して、伊豆地域への誘客とイメージアップを図るための宣伝活動を推進する。また、伊豆観光圏の今後の動向に注視し、連携を密にした対応を図る。 |
| 伊豆半島ジオパーク構想の推進 | ジオパークの認定に向けた地域の連携体制を構築するとともに、取組を推進する人材の発掘・育成、ジオサイトの整備、ジオツアーの開催など、ジオパーク認定に向けた具体的な取組を推進する。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 民間事業者の積極的な事業への取組 | 地域の幅広い連携を通して、民間事業者が中心となり、滞在型観光が可能となる事業を積極的に推進し、行政が側面から支援を図る。 |

施策分野

4-4

商工業の振興

現況と課題

●本市の基幹産業は、中小零細企業を中心とした観光関連産業です。観光は、あらゆる産業が相互に連携する総合産業である一面、景気が悪くなる時は、いち早く影響を受け、良くなる時は、回復が遅くなる傾向にあります。本市ではこれまで、「伊東温泉湯めクーポン事業」や「住宅リフォーム振興事業」による経済産業活動の支援、中小企業の経営安定化を目的とした「利子補給制度」などの経済対策を実施してきました。今後も、不景気時においても安定した経済産業活動が行われる対策が求められます。

●消費者志向の多様化や、定住人口の郊外化によるドーナツ化現象などで、市内商店街は厳しい経営環境におかれています。魅力ある個店の創出や創意工夫を凝らしたイベントを行うことにより、街に賑わいを生み出し、商店街の活性化を図ることが必要となります。

●平成22年5月の有効求人倍率は0.49倍で平成元年以降最低となりました。この数値は、求職者1人に対し仕事は0.49件ということを示しています。平成20年度、21年度の平均値はともに1.00倍を下回っており、仕事を探している人の数が求人数を上回る状態が続いています。また、求人のうちパートタイム求人の占める割合が高くなっています。働く場を増やし、正規職員の求人を高めるためにも、商工業の活性化が必要です。

●多くの市民が、自然環境に恵まれた本市で生涯を過ごすことを望んでいます。しかし、市内での雇用が少ないため、働く場所を求め他の地域へ移住する例も見られます。市内企業の活動の活発化や企業誘致により多くの雇用の場の確保が求められています。

目標（目的）

活発な経済産業活動が行われ、働く場が多いまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|--------|-----------|-------------|--------------|--------------|---------------------|
| 商品販売額 | 商業統計調査 | 1,313億円 | 1,380億円 | 1,450億円 | 10年間で10%増の目標値を設定する。 |
| 製造品出荷額 | 工業統計調査 | 132億円 | 142億円 | 152億円 | 10年間で15%増の目標値を設定する。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 商工業への支援体制の強化 | <p>商工会議所との連携により、住宅リフォーム振興事業、タウンフェスタ等の商工業活性化策を実施し、中小企業の活発な経済産業活動を支援する。</p> <p>また、経済変動対策資金や経営安定資金、伊東市小口資金への利子補給制度等を活用して中小企業の経営安定化を図る。</p> |
| 地域の商業の活性化 | <p>商店街が行うイベントや、ハード整備の支援を実施するとともに、意欲ある個店経営者に中小企業診断士による経営支援強化を行い、個店の魅力・活力を高める。また、農林水産業者、観光業者の連携により、それぞれの知識や技術を活用し、地場産品を活かした料理やみやげ物品、化粧品等を開発し、地域の特性がある商品を創出することで商店街の活性化を図る。</p> |
| 雇用の確保 | <p>職業訓練校との協働による離職者等を対象とした再就職講座を開催し、雇用の推進を図る。また、高等学校新卒者の就職を支援するため、就職担当教諭、事業者代表、商工会議所、ハローワーク、県と情報交換を行うとともに、市内事業所に採用枠の確保を要請する。</p> |
| 企業誘致の取組 | <p>本市の特性や土地利用状況を踏まえ、企業誘致に必要な施策の調査・研究を行うとともに、静岡県と市町が一体的に企業誘致活動を推進することを目的に設置された静岡県企業立地推進連絡会と連携し、首都圏企業への広報や情報の収集に努める。</p> |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|--|
| 商店街を活用したイベントの開催 | <p>ぐり茶やみかん等の地場産品を使った食品・菓子・スイーツを商店や市民が製作し、発表の場として、商店街イベントを開催する。また、商店街マップの作成や、スタンプラリーの実施などを通して、多くの観光客に街を巡ってもらい、街の活性化を図る。</p> |

施策分野

4-5

農林業の振興

現況と課題

●農林業をめぐる状況は、担い手の減少、高齢化、耕作放棄地の増加など一段と厳しさを増しています。一方で、ライフスタイルの多様化により、農業体験や市民農園等の余暇活動として、農林業と接点を持つ人が増えています。また、景気の悪化による社会情勢の変化や法整備により、生業としての新規参入希望者が見られるようになり、これらの需要を取り込むことができる体制づくりが必要です。

●近年、農地の鳥獣被害が深刻化しており有害鳥獣対策に取り組んでいるところですが、優良農地においてもその被害のため農業者の生産意欲をなくし耕作放棄地が広がる状況にあります。今後も継続して有害鳥獣対策を行い、安心して営農に取り組むことができる環境づくりが必要です。また、耕作放棄地は隣接農地にも悪影響を及ぼし、景観上も好ましくないため、担い手対策と併せた耕作放棄地対策が必要です。

●食の安全・安心の取組については、農薬の安全使用と残留農薬の情報開示に努めているところですが、化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物に対する消費者ニーズも高まってきているため、より一層の安全・安心への取組及び食育による啓発を行い、環境と調和した持続的な農業生産の推進が必要です。

●伊東市の農業は、小規模・兼業農家が多いため農産物の産地化が難しいのですが、地元の食材を使った「だいたいぼんず」など新たな商品開発に取り組み、地産地消を努めているところです。また、伊東市は首都圏を中心とした来遊客が多く訪れる観光都市であるため、これからは、観光客に提供する流通の仕組や販路の拡大など、観光産業と連携する地産地消の推進が必要です。

●森林は、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な役割を果たしているため、無秩序な開発防止に努めるほか、保全と有効利用を図る必要があります。

目標（目的）

意欲ある担い手が育成確保され、農林業が安定的に営まれるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|----------|---|-------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 耕作放棄地面積 | 1年以上耕作されず、今後も耕作される見込みのない農地 | 71 ha | 57 ha | 46 ha | 5年毎の耕作放棄地解消目標を20%減とする |
| エコファーマー数 | 土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた者の数 | 138人 | 148人 | 158人 | 毎年2人以上の新規認定目標を設定する。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|--------------------|--|
| 担い手の育成・確保 | 農業者の担い手の育成、確保及び経営改善能力向上支援等に取り組む「伊東市担い手育成総合支援協議会」において、認定農業者等に対し効率的かつ安定的な農業経営を育成する。また、新規就業者や一般企業からの参入の受入れを推進し、活性化を図る。 |
| 鳥獣被害防止及び耕作放棄地対策 | 農業者の生産意欲を高めるため、鳥獣被害防止計画を策定し、総合的に被害防止を行う。また、優良農地を確保するため、農地の有効活用及び農地の集積を推進し、耕作放棄地を減少させる。 |
| 食の安全・安心への取組及び食育の推進 | 農薬の安全使用と残留農薬の情報開示に努めるとともに有機農法を取り入れるなど自然に近い環境で作られた作物をエコブランドとして活用した商品開発及び販売戦略を行う。また、生産者の名前や顔を表示するなど信頼性の高い商品の販売を推進する。学校給食への食材提供や各種教室の開催、市民農園の利用促進による食育の推進を行う。 |
| 森林整備事業の促進 | 荒廃した森林を整備する森の力再生事業や治山、林道整備事業などの森林整備事業により、良好な森林環境を整備・保全し、土砂流出防止及び洪水や濁水を緩和させる。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 観光と連携した地産地消の推進 | 地元食材を使ったB級グルメや郷土料理等の創出、旅館・ホテルでの地元食材を使った料理の提供、体験農園やオーナー制の導入、教育旅行等における体験プログラムの実施等、民間と協働した地産地消を推進する。 |
| 市民参加の森づくり推進 | 民間との協働により、森林環境を保護するために、スギ、ヒノキを間伐した後に広葉樹の植栽を促進する。また、市民参加の森づくりのために森林ボランティアを育成する。 |

施策分野

4-6

水産業の振興

現況と課題

- 水産業をめぐる状況は、担い手の減少、高齢化、漁獲量の減少など一段と厳しさを増しています。一方で、ライフスタイルの多様化により、漁業体験やダイビング等の余暇活動として、水産業と接点を持つ人が増えています。しかし、生業として漁業を営んでいる人は年々減っています。技術を伝承していく上でも担い手の育成が必要です。
- 世界に目を向けても、乱獲や海洋汚染、地球温暖化等により漁業資源の減少が見られます。漁協においてヒラメやアワビの種苗放流等、つくり育てる漁業に取り組んでいるところですが、今後も、伊東で水揚げされた鮮魚等に伊東産と表示するなど、商品のブランド化を図るなどの付加価値を高める商品開発を行い、安定した商品の提供ができる漁業環境づくりが必要です。
- 消費傾向をみても、調理方法などの理由から、消費者のさかな離れが進み、水産物の消費が伸び悩んでいます。一方、消費者の健康志向による魚食に対する関心が高まってきていることから、食育による水産物に対する正しい知識と理解を得ることが必要です。
- 伊東市は首都圏を中心とした来遊客が多く訪れる観光都市であるため、海産物の生産地であるとともに消費地でもあります。「ちんちんあげ」や「おさかなコロッケ」など、地元食材を使った新たな商品開発による地産地消に取り組んでいるところですが、これからは、観光客に提供する流通の仕組や販路の拡大など、観光産業と連携する地産地消の推進が必要です。

目標（目的）

意欲ある担い手が育成確保され、水産業が安定的に営まれるまちを目指します。

| 指標 | 指標の内容・出所等 | 現状 (H22) | 目標値 (H27) | 目標値 (H32) | 目標値の考え方 |
|------|-----------------|-------------|--------------|--------------|--------------------------|
| 水揚数量 | いとう漁協で水揚げされた漁獲量 | 6,422トン | 6,400トン | 6,400トン | 漁獲量が減少する中、現状を維持することを目指す。 |

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 担い手の育成・確保 | 青年漁業者の技術向上及び指導者の養成を図り、新規就業者の受け入れを推進する。 |
| 安定した漁業の推進 | 種苗放流等、つくり育てる漁業の推進を図り、伊東で水揚げされた鮮魚等を伊東ブランドとして商品化することにより高付加価値化を推進する。また、漁港施設の維持管理と流通経路の拡大に努め、安定した漁獲量の確保と魚価の安定化を図る。 |
| 魚食の普及 | 学校給食への食材提供や各種教室を開催するなど、食育を推進し、水産物の正しい知識と理解を得るとともに水産物に対する関心を高め、魚食の普及に努める。 |

| 市民との協働によるものとして考えられる方策 | 左記方策の概要 |
|-----------------------|---|
| 観光と連携した地産地消の推進 | 地元食材を使ったB級グルメや郷土料理等の創出、旅館・ホテルでの地元食材を使った料理の提供、体験農園やオーナー制の導入、教育旅行等における体験プログラムの実施等、民間と協働した地産地消を推進する。 |

| 施策分野 | |
|------|--------------|
| 5-1 | 市民参画によるまちづくり |

| 現況と課題 |
|---|
| <p>●地方分権の進展に伴い、地方自治体による自主性が求められているとともに、市民の価値観が多様化し、行政に対するニーズは多様化・複雑化しております。このような状況の中、市民の意見や創意がまちづくりに生かされるには、市の事業計画等に対して市民の意見や提案が反映できる仕組みをつくる必要不可欠です。また、市政情報を分かりやすく市民に伝えるとともに、市民からの意見を広く聴くことに努めるなど、市民と情報を共有することが重要です。</p> <p>●誰もが自分らしく生き生きと暮らしていくために、仕事や家庭生活、地域生活などさまざまな場面で自らが希望する活動ができる男女共同参画社会を形成していくことが重要です。しかしながら男女共同参画に対する理解や認識は未だ十分とはいえないため、今後も意識啓発に努めていくことが必要です。</p> <p>●伊東市には様々な市民活動団体やNPO法人などが数多く設立され、各自が特色を持った公益的な活動を行っていますが、さらに多くの市民が活動に加わり、主体的にまちづくりに参加することができる環境づくりを進めることが必要です。</p> <p>●誰もが住みよいまちづくりを推進するためには、自らの地域は自らがつくるという自治意識の向上を図るとともに、地域の自主的な活動を活性化することが求められています。</p> |

| 目標（目的） |
|---|
| <p>市民一体となり自立した地域を育むまちを目指します。</p> |

注) 「5-1 市民参画によるまちづくり」は、4つの政策目標を下支えする分野・目標であるため、指標は設定しません。

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|--------------------|---|
| 市の事業計画等への市民参画の推進 | 市の施策の立案、実施、評価等のそれぞれの段階において、幅広い層からの多くの市民の意見収集に努めるとともに、それらの意見を反映するための仕組みづくりに取り組む。 |
| 広報・広聴の充実 | 広報紙等の充実を図り、市民との情報の共有化を推進する。また、市政モニター制度や意見箱、Eメール等により市政に対する意見が届く環境づくりに努める。 |
| 男女共同参画社会の推進 | 地域、学校、職場、家庭などさまざまな場面で男女共同参画を推進できる環境づくりを進めるとともに、各種講演会等を通して男女共同参画や広く人権に対する意識啓発を図る。 |
| 市民活動の支援 | 地域、ボランティア、NPOなどが活動する場所、設備、人材及び資金等の確保を支援する仕組みを整えるとともに、ネットワーク化を推進するなど、市民が主体的にまちづくりに参画できるよう支援する。 |
| 地域の自主的なまちづくり活動への支援 | 自治会等によるまちづくり活動の推進を図るとともに、自治会等が自ら企画し実践する地域社会貢献活動を支援する。 |

施策分野

5-2

市民の信頼に応える行政運営

現況と課題

- 近年の少子高齢化などの社会状況の変化、地方分権の進展、市民ニーズの多様化などにより、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。このような状況の中、自主・自立した自治体経営を推進していくためには、市民の立場に立った成果の向上を前提として、より効率的かつ効果的な行政運営を求め、継続して行政改革を推進していく必要があります。
- 近隣市町と連携・協力することで、より効率的かつ効果的な行政サービスを提供していくことができる事務や事業等については、積極的に広域行政を進めていく必要があります。
- 多様化する市民ニーズに応じていくためには、行政の質の向上を図るとともに、職員の資質の向上を図り、市民から信頼される人材を育成する必要があります。
- 情報公開制度により、行政情報の公開を請求する市民の権利を保障し、行政運営の公正と透明性を確保するため、積極的に行政文書を公開している。また、個人情報保護制度により、市民の権利利益の保護と基本的人権の擁護に努めています。今後についても、これらの制度の適正な運用と制度の充実を図り、市民に対して十分な説明責任を果たすことが求められています。
- 情報技術を活用し、市ホームページやメールマガジンにより市政情報等を公開・発信しており、平成22年度からはホームページの多言語化を図るなど先進的な取組を進めています。今後も、インターネットの特性である即時性、双方向性などを活かし、正確で最新の市政情報を提示していく必要があります。

目標（目的）

市民の信頼に応える行政運営を目指します。

注) 「5-2 市民の信頼に応える行政運営」は、4つの政策目標を下支えする分野・目標であるため、指標は設定しません。

| 目標を実現するための具体的な方策 | 左記方策の概要 |
|------------------|--|
| 行政運営の効率化 | 行財政改革大綱の進捗を図るとともに、PDCA マネジメントサイクルに基づいた効率的かつ効果的な行政運営を推進する。 |
| 広域行政の推進 | 近隣市町と連携し、広域的な行政課題の解決に取り組むとともに、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指す。 |
| 信頼される人材の育成 | 国や県への職員の派遣研修や各種職員研修の充実を図り、職員個々の資質の向上に努める。 |
| 情報公開・個人情報保護の推進 | 情報公開制度の適正な運用、迅速な公開を図るため行政が有する文書の整理・保管方法の適正化を図る。また、個人情報の保護の重要性を職員一人一人が認識し、個人の権利利益が侵害されることがないように努める。 |
| 情報化の推進 | 市ホームページやメールマガジンの充実を図るとともに、正確で最新の情報を提示することで、市民や来遊客等の利便性の向上を図る。 |

施策分野

5-3

健全な財政運営

現況と課題

- 景気低迷の影響による市民税の減少や引き続き地価の下落を反映した固定資産税の落ち込みなどにより、市税収入が減少しています。また、納税義務者の半数が市外居住者であるとともに、零細・小規模事業所が多く、市民税の納税方法として月々の給与から税金を引き落とす特別徴収の比率が低いことから、他市と比べて収納効率が悪くなっています。
- 観光地としての特殊性から、観光客等の短期滞在人口を考慮した都市基盤整備が求められており、清掃、消防、救急、医療、道路、下水道などの分野において、住民人口規模以上の対応が必要であるため、人件費を始めとする経常経費の比率が高くなっています。
- 長引く不況による失業者等、生活困窮者が増加しているため、生活保護を始めとした扶助費が高い水準で推移しています。また、高齢化の進展は、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療などの社会保障関係経費の増大を招いています。
- このため、課税対象の適切な把握や収納率の向上、受益者負担の観点から使用料などの見直しにより自主財源を確保するとともに、経常経費の抑制や経費の節減につながる民間委託の推進など、徹底した行財政改革に取り組むことが必要です。
- 競輪事業の経営については、平成18年度から単年度黒字化を達成するなど改善されていますが、依然として累積赤字が残っている状況です。競輪事業の健全化を図るためには、開催経費の見直しや交付金等の削減及び競輪制度改革の働きかけ等により、早期に累積赤字を解消していくことが必要です。

目標（目的）

安定した財政運営を図るため、財政基盤の強化を目指します。

注) 「5-3 健全な財政運営」は、4つの政策目標を下支えする分野・目標であるため、指標は設定しません。

目標を実現するための具体的な方策

左記方策の概要

| | |
|-----------|---|
| 財政の健全化の推進 | 人件費を始めとする経常経費の一層の抑制や民間委託の推進などに努めるとともに、起債の抑制と財政調整基金などの各種基金の充実を図る。また、一般会計のみならず公営企業会計や特別会計を含めた収支の状況や現在の負担と将来の負担のバランスを念頭に置きつつ、財政の健全化に努める。 |
| 財源の効果的活用 | 事業の見直しによる人的資源や財的資源を時代に合った高い行政効果が見込まれる施策に選択、集中化する。 |
| 自主財源の確保 | 課税の適正化を図るとともに、個人住民税の特別徴収の促進や徴収体制の強化などにより収納率の向上を図り、自主財源の確保に努める。 |
| 競輪事業の健全化 | 制度改革を国等関係機関へ働きかけるとともに、市としても構造改革を進め、経営改善を推進する。また、競輪の魅力向上を図り、競輪ファンの拡大を図る。 |